

みどり市地域防災計画

本 編
震 災 対 策 編
資 料 編

みどり市防災会議

令和6年12月改正

＝ 本 編 ＝

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第3節	みどり市の概況	4
第4節	過去の災害	4

第2章 災害予防計画

第1節	風水害予防計画	6
第2節	土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊災害危険区域予防計画	6
第3節	山地防災事業の推進	7
第4節	農地防災事業の推進	7
第5節	雪害予防計画	7
第6節	火災予防計画	8
第7節	林野火災予防計画	9
第8節	指定及び登録文化財災害予防計画	9
第9節	学校施設等の災害予防計画	9
第10節	災害訓練計画	10
第11節	防災知識普及計画	10
第12節	市民、事業所等による防災活動推進計画	12
第13節	避難行動要支援者計画	13
第14節	資材、機材等の点検整備計画	15

第3章 災害応急対策計画

第1項 防災組織計画

第1節	災害対策本部	16
第2節	災害警戒本部等	21
第3節	動員計画	21
第4節	相互応援対策計画	23
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	25
第6節	ボランティア活動支援・推進計画	27
第7節	災害対策連絡調整計画	28

第2項 情報計画

第1節	防災気象情報伝達計画	29
第2節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	34
第3節	災害情報伝達計画	37
第4節	通信計画	39

第3項 防災活動計画

第1節	応急措置に関する計画	40
第2節	救助・救急活動計画	42
第3節	医療活動計画	42
第4節	消火活動計画	43
第5節	水防活動計画	44

第6節	林野火災活動計画	4 4
第7節	交通応急対策活動計画	4 5
第8節	障害物除去活動計画	4 5
第9節	輸送活動計画	4 6
第10節	避難誘導計画	4 8
第11節	避難収容活動計画	5 0
第12節	応急仮設住宅計画	5 2
第13節	食料供給・給水活動計画	5 3
第14節	生活必需品等物資供給活動計画	5 5
第15節	保健衛生活動計画	5 5
第16節	し尿・ごみ処理計画	5 6
第17節	防疫活動計画	5 7
第18節	捜索・遺体処置活動計画	5 8
第19節	施設・設備の応急復旧活動計画	5 8
第20節	文教対策活動計画	5 9
第21節	その他の災害応急対策活動計画	6 1
第22節	義援金品募集配分計画	6 3
第23節	帰宅困難者支援計画	6 3
第24節	広域避難者受入計画	6 4
第25節	広域的避難計画	6 5
第26節	原子力施設事故対策計画	6 5

第4章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方向の決定	6 6
第2節	原状復旧	6 7
第3節	計画的復興の推進	6 7
第4節	被災者等の生活再建の支援	6 8
第5節	被災中小企業等の復興支援	6 9
第6節	公共施設の復旧	6 9
第7節	激甚災害法の適用	7 0
第8節	復旧資金の確保	7 0

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、みどり市の地域に係る災害対策全般に関し、次のことを定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

- 1 みどり市及びみどり市の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害情報に関する計画
 - (3) 災害活動に関する計画
 - (4) その他災害応急対策の計画
- 4 災害復旧に関する計画

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

みどり市及び地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

1 みどり市

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災会議に係る事務に関すること。	15 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。
2 みどり市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。	16 災害時における文教、保健衛生に関すること。
3 防災施設の整備に関すること。	17 災害広報に関すること。
4 防災に係る教育、訓練に関すること。	18 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
5 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。	19 復旧資機材の確保に関すること。
6 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。	20 災害対策要員の確保・動員に関すること。
7 生活必需品、食料等の備蓄に関すること。	21 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
8 給水体制の整備に関すること。	22 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること。
9 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。	23 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等に関すること。
10 災害危険箇所の把握に関すること。	24 被災者生活再建支援制度に係る事務に関すること。
11 各種災害予防事業の推進に関すること。	25 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。
12 防災知識の普及に関すること。	26 義援金品の受領、配分に関すること。
13 水防、消防等応急対策に関すること。	
14 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。	

2 事務委託

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
桐生市消防本部 桐生みどり消防署	1 災害時における施設の保全、保安に関すること。 2 災害時における各業務の円滑活動調整に関すること。 3 災害時における被害の防除と拡大防止に関すること。 4 災害時における被災者の救助・保護等に関すること。

3 県の機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
桐生警察署 桐生警察署大間々分庁舎	1 人命救助、避難誘導及び災害情報の収集に関すること。 2 交通規制の実施及び緊急交通路の確保に関すること。 3 災害時における治安対策に関すること。 4 被災地及び避難場所の警戒に関すること。
桐生みどり振興局 桐生行政県税事務所	1 災害による情報の収集と報告等に関すること。 2 市における災害対策の指導及び連絡調整に関すること。
桐生みどり振興局 桐生土木事務所	1 災害時における土木関係全般の指導及び災害対策に関すること。
桐生みどり振興局 桐生保健福祉事務所	1 災害時における医療、助産、飲料水確保、防疫及びその他保健衛生関係の指導及び対策に関すること。
東部農業事務所	1 災害時における農業関係事業全般の災害対策に関すること。
東部環境事務所	1 災害時における環境関係事業全般の災害対策に関すること。
桐生みどり振興局 桐生森林事務所	1 災害時における林業関係事業全般の災害対策に関すること。
東部教育事務所	1 災害時における教育関係事業全般の災害対策に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 前橋財務事務所	1 金融機関に対する非常金融措置のあつせん、指導等に関すること。 2 災害復旧事業費の査定立会いに関すること。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融通に関すること。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。
関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 桐生出張所 大間々砂防出張所 高崎河川国道事務所 桐生国道維持出張所	1 管轄する河川・道路・砂防・ダムの計画、工事及び管理に関すること。 2 災害予防事業に関すること。 3 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達に関すること。 4 災害応急対策に関すること。 5 災害復旧及び再発防止に関すること。
群馬労働局 桐生労働基準監督署 ハローワーク桐生	1 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 2 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
東京管区气象台 前橋地方气象台	1 気象、地象及び水象の観測並びに成果収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震・火山を除く）、水象の予報、注意報、警報等の発表に関すること。 3 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。 4 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに成果の発表に関すること。
関東森林管理局 群馬森林管理署	1 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理に関すること。 2 災害復旧用木材のあつせんに関すること。
関東農政局 群馬支局	1 農地及び農業用施設の管理及び災害予防事業に関すること。 2 災害時における応急用食料の確保、供給に関すること。 3 農作物、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 4 災害応急対策に関すること。 5 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 12 旅団	1 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 2 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (桐生・薮塚本町・笠懸・笠懸鹿・大間々・大間々南・花輪・沢入簡易の各郵便局)	1 郵便、郵便貯金、簡易保険その他の事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。こと。 2 災害時における郵便はがき等の無償交付、郵便貯金及び簡易保険の非常取扱いの運用管理に関する事。こと。
東日本旅客鉄道株式会社 岩宿駅	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。こと。 2 災害時における鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送に関する事。こと。
東日本電信電話株式会社 群馬支店	1 電気通信設備の保全に関する事。こと。 2 災害時における重要通信の確保に関する事。こと。
株式会社NTTドコモ 群馬支店	1 携帯電話設備の保全に関する事。こと。 2 災害時における重要通信の確保に関する事。こと。
東京電力パワーグリッド 株式会社太田支社	1 電力施設の保安の確保に関する事。こと。 2 災害時における電力の供給の確保に関する事。こと。
独立行政法人 水資源機構 草木ダム管理所	1 ダム施設等の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧に関する事。こと。
日本赤十字社 群馬県支部みどり市地区	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。こと。 2 日赤奉仕団及び災害義援金品の受領、配分及び募金に関する事。こと。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人桐生市医師会	1 災害時における医療及び助産活動の協力に関する事。こと。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。こと。 3 医療救護活動の実施に関する事。こと。
ガス事業者 桐生瓦斯株式会社 大間々ガス協同組合	1 ガス施設の保安の確保に関する事。こと。 2 災害時におけるガスの供給の確保に関する事。こと。
地方鉄道事業者 東武鉄道株式会社 上毛電気鉄道株式会社 わたらせ渓谷鐵道株式会社	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。こと。 2 災害時における鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送に関する事。こと。
土地改良区 待矢場両堰、大間々用水、 岡登堰、薮塚台地、阿左美沼、早川、勢多郡東村	1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。こと。

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 防災思想の普及、気象予報・警報の周知に関する事。こと。 2 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。こと。 3 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。こと。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。こと。 2 被災傷病者の救護に関する事。こと。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。こと。
新田みどり農業協同組合 桐生広域森林組合 わたらせ森林組合	1 共同利用施設の保全に関する事。こと。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。こと。 3 県又は市が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。こと。
みどり市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。こと。 2 義援金品募集及び配分に関する事。こと。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事。こと。

みどり市商工会 笠懸町商工会	1 被災事業者に対する支援に関すること。 2 県又は市が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 4 物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	1 被災事業者等に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	1 児童、生徒等の安全の確保に関すること。 2 避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
みどり市建設業者	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
自動車運送業者	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 2 被災地の交通の確保に関すること。
みどり市区長会等	1 市が行う災害救助等の協力に関すること。 2 自主防災組織の育成に関すること。
群馬東部水道企業団	1 水道施設に係る災害情報の収集及び応急復旧に関すること。 2 飲料水の供給、搬送に関すること。

第3節 みどり市の概況

1 地勢・気象の特性

みどり市は、群馬県の東部にあり、東西を桐生市、南を伊勢崎市及び太田市、北を沼田市、栃木県日光市、鹿沼市及び佐野市に接し、総面積 208.42k㎡の細長い形状をしている。

地形は、北部は、日光火山群と東側を南北に連なる足尾山地の急峻な山嶺に囲まれており、南部は北から南に広がる扇状地を形成している。地質は、北部の砂岩・粘板岩互層と珪岩質岩石の固結堆積物と火山性岩石の安山岩質岩石や花崗岩などからなり、南部の関東ローム層まで変化に富んでいる。標高は、袈裟丸山頂の 1,878m から扇状地南部の 107m と 1,771m の標高差があり、その 87%は山林・その他が占めている。

気候は、気象庁の地域気象観測システム（観測局：桐生）のデータによると過去 10 年間（2009 年～2018 年）の年平均気温は、15.0℃、年平均降水量は、1,232mmとなっている。

第4節 過去の災害

本市において過去に発生した災害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりである。

1 風水害

(1) 昭和 10 年 9 月 25 日

災害概況	台風が接近し早朝から豪雨のなか、午前 8 時 55 分頃藪塚方面で発生した大旋風が北上し、鹿の川地区を直撃し、家屋倒壊や農産物の被害等発生したもの。 約 5 分間の惨事で、大旋風は北上を続け衰退し、この地区に被害集中。
被害 【地区】	【笠懸村】 被災世帯 96 戸 492 人、死者 5 人、負傷者 39 人、 家屋全壊 52 戸、半壊 45 戸 非家屋全壊 118 戸、半壊 45 戸 養蚕・農作物・林野産物 被害多数

(2) 昭和 13 年 8 月 31 日から 9 月 1 日 洪水

災害概況	31 日朝から 1 日朝まで 136mm の雨量。渡良瀬川上流の足尾で 407.2mm の降水量。桐生市赤岩橋で 2.42m の増水で赤岩仮橋を流出。
被害 【地区】	【東村】 行方不明者 1 人（神戸、濁流に吞まれ） 床下浸水 150 戸、床上浸水 3 戸（花輪） 家屋被害 3 戸（沢入、山津波） 道路被害多数

(3) 昭和 22 年 9 月 14 日から 15 日 カスリン台風

災害概況	7 日にトラック島付近に発生した台風は、徐々に北西に進み、接近とともに南岸に停滞していた前線を刺激し、前線は関東の山沿いまで北上して山岳部一帯は豪雨となった。
------	---

被害 【地区】	【大間々町】 死者 8 人(塩沢 7、下神梅 1) 家屋被害 6 戸、非家屋被害 3 戸 道路橋梁被害 12 箇所 【東村】 土砂崩れ 12 箇所 鉄橋流出 3 箇所
------------	---

(4) 昭和 23 年 9 月 16 日 アイオン台風

災害概況	台風は伊豆半島から房総半島をかすめて北東に進み、東方海上に抜ける。16 日 14 時 30 分で足尾 161 mm、前橋 84 mm、中之条 325 mm、草津 156 mm。
被害 【地区】	【東村】 家屋被害 流出 16 戸、半壊 3 戸(渡良瀬川の氾濫)

(5) 昭和 24 年 8 月 31 日から 9 月 1 日 キティ台風

災害概況	台風は八丈島を通過したのち、19 時過ぎに小田原西方に上陸。東京、熊谷を経て北上し、22 時前後に前橋の西を通過、24 時柏崎付近から日本海に抜ける。 県内では、31 日の昼前後より東よりの暴風雨となり、夜になってますます強くなったが、夜半過ぎに風は弱まり、雨は未明にはやんだ。
被害 【地区】	【大間々町】 家屋被害 全壊 3 戸(福岡村 2、大間々町 1)、 半壊・屋根破損・床上下浸水 201 戸(福岡村 80、大間々町 121) 堤防 流出 6 箇所、決壊 4 箇所 村道決壊 22 箇所 県道決壊 4 箇所(福岡村)、田畑の流出・埋没・冠水など多数 【東村】 被災世帯 5 戸 31 人 死者 2 人、重傷 2 人 行方不明 27 人

(6) 平成 20 年 7 月 25 日 ダウンバースト

災害概況	大雨雷洪水注意報発令時の 15 時 30 分くらいに風雨が強まり突風が発生。大間々町南部と笠懸町で北西から南東方向に被害が発生。
被害	家屋被害 55 棟(半壊 1、一部破損 54) 非住家被害 6 棟(全壊 1、半壊 2、一部破損 3) 倒木等 38 箇所、その他フェンス倒壊等 6 箇所 農業被害(ビニールハウス・野菜)9,386 万 9 千円、畜産被害(堆肥舎等)696 万 8 千円

(7) 平成 25 年 9 月 16 日 竜巻

災害概況	深夜 2 時 20 分ごろ、桐生市とみどり市で発生した突風は、前橋地方気象台により竜巻と推定された。竜巻の強さは藤田スケールで F 1 と推定され、被害範囲は長さ約 5 km、幅は約 200m。
被害	人的被害 3 件(軽傷) 家屋被害 104 件 停電や倒木、ビニールハウスの倒壊が大規模に発生した。

(8) 平成 26 年 2 月 15 日 大雪

災害概況	低気圧と上空の寒気の影響により、群馬県では 2 月 14 日の朝から雪が降り始め、本市では、最深積雪が 45cm となった。
被害	家屋被害 189 件 非住家被害 53 件のほか、カーポートの倒壊 267 件 農業被害 約 28 億円

2 地震

(1) 平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災

災害概況	14 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震と、それに伴って発生した津波及びその後の余震により大規模地震災害が発生した。この地震によって福島第一原子力発電所事故が起こった。笠懸町で震度 5 弱、大間々町と東町で震度 4 を観測した。
被害	家屋被害 181 件 非住家被害 17 件(ブロック塀の倒壊等) 公共施設被害 54 件

(2) 平成 26 年 9 月 16 日 茨城県南部を震源地とする地震

災害概況	9 月 16 日午前 12 時 28 分ごろ、茨城県南部を震源地にした地震が発生し、市内では、震度 5 弱を観測した。
被害	家屋被害 39 件 非住家被害 2 件 道路 2 件や公共施設 15 件等

第2章 災害予防計画

第1節 風水害予防計画

《都市建設部》

本市においては、渡良瀬川を代表とする急峻な大小河川があり、南部においては逆に河川の無い地形となっている。

渡良瀬川は、急峻な溪谷を形成しながら流下し、高津戸で関東平野に流れ出る。草木ダムにより洪水調整機能を持ち、国土交通省による砂防事業により砂防ダム・床固工・護岸工・山腹工などの施設整備が進んでいるが、今後も中小河川も含めた改修整備の要望と整備促進に努める。

また、南部の農業用水も近年の宅地化及び施設園芸の増加により、雨水が地下浸透せず表流水となり、集中豪雨時には道路冠水や用水路からの溢水をしばしば発生している。

県事業や市単独の遊水池を設置し対策を推進しているところであるが、更にこの事業を推進し予防を図る必要がある。

【関係資料】資料編2-1 災害危険区域一覧

資料編2-2 重要水防箇所

資料編2-3 砂防指定地

第2節 土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊災害危険区域予防計画

《都市建設部》

土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊における大きな災害は発生していないが、降雨時に小規模な土砂崩れは発生している。近年の宅地化により平坦地でない所にも住宅建設が進むことが考えられるため、常時調査し関係者と協議のうえ防止事業を推進する。

1 土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊災害危険区域

(1) 土石流危険渓流

土石流が発生する危険性があり、人家5戸以上又は公共的建物に被害が生ずるおそれのある渓流が、市内では168渓流となっている。

【関係資料】資料編2-4 土石流危険渓流

(2) 地すべり危険箇所

地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建物、人家等に被害が生ずるおそれがある箇所が、市内では3箇所86haとなっている。

【関係資料】資料編2-5 地すべり危険区域

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれがある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの区域、又はこれに隣接する土地のうち崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として知事が指定する区域が、市内では22区域となっている。

【関係資料】資料編2-6 急傾斜地崩壊危険区域指定

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜による崩壊が発生するおそれがあり、人家5戸以上又は公共的建物に被害を及ぼすおそれのある箇所が、市内では282箇所となっている。

【関係資料】資料編2-7 急傾斜地崩壊危険箇所

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

群馬県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、平成25年11月19日に、東町小夜戸ほか19地区において542箇所の土砂災害警戒区域を指定した。

また、同日、上記土砂災害警戒区域のうち、522箇所の土砂災害特別警戒区域を指定した。

【関係資料】資料編2-8 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

3 情報の収集及び伝達等

(1) 情報の内容

危険区域内における地表水、湧水、竹木等の傾斜等の有無、人家等の損壊等の現象などとする。

(2) 情報の収集及び伝達

災害の発生するおそれがある場合、又は気象警報等が発令された場合には消防団、市職員及び行政区

長等と連絡を密にし、情報の収集及び伝達を図るものとする。

(3) 降雨量の観測

測定値は市内 6 箇所に設置の雨量計を参考とし、前橋地方気象台が発表した数値を使用する。

第3節 山地防災事業の推進

《産業観光部》

山地災害危険地区における土砂災害を未然に防止するため、常時調査し関係者と協議のうえ防止事業を推進する。

1 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

山腹が崩壊したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、市内では 58 地区となっている。

【関係資料】資料編 2－9 山腹崩壊危険地区

(2) 地すべり危険地区

地すべりが崩壊したか、又は発生するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、市内では 5 地区となっている。

【関係資料】資料編 2－10 地すべり危険地区

(3) 崩壊土砂流出危険区域

山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となり流出するおそれがあり、人家、公共的施設等に被害が生ずるおそれのある地区が、市内では 128 地区となっている。

【関係資料】資料編 2－11 崩壊土砂流出危険区域

2 情報の収集及び伝達等

情報の内容、情報の収集及び伝達等は、「前節」に定めるところによる。

第4節 農地防災事業の推進

《産業観光部》

1 ため池等整備事業の推進

農業用排水施設管理者は、農業用のため池、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設について、補強工事又は改修工事を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

2 湛水防除事業等の推進

県（農村整備課）及び関東農政局は、農地に係る湛水被害の発生を未然に防止するため、湛水防除事業等を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

【関係資料】資料編 2－13 みどり市内水防重要箇所

第5節 雪害予防計画

《関係各部》

市は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

1 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進めるものとする。

- ① 除雪資機材の整備
- ② 排雪場所の確保
- ③ 融雪剤の備蓄
- ④ 除雪要員の確保

2 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

道路管理者及びその他関係機関は、群馬県道路除雪会議の中で、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮

した基本的な方針を定めておくものとする。

ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制

イ 優先して除雪作業を行うべき区間

ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施

エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有

オ 道路利用者等に対する情報提供

カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努めるものとする。

3 雪害対策マニュアルの整備等

市は、体制整備、人命救助活動、除雪体制、孤立集落への対応、道路の交通規制及び広域応援の要請等の応急活動等を実施するためのマニュアルを作成し、職員へ周知するとともに、訓練を行い活動手順や他機関等との連携等について徹底を図るものとする。

4 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

大雪時において、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯や母子家庭等については、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには、県、市による対応も必要となるため、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

5 住民に対する大雪時の留意事項の周知

市は、防災週間、防災等関連行事等を通じ、住民に対し、第11節「防災知識普及計画」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ 不要不急な外出は見合わせる。

ウ 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン・携帯トイレ等を持っていくよう心がける。

エ エンジンをつけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。

オ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

カ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

キ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。

ク 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

ケ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

コ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

第6節 火災予防計画

≪防災危機管理課・消防団≫

火災の予防は、次により行うものとする。

1 組織対策

市の立地条件に即応した消防活動を行い、消防思想の普及徹底等、予防消防に努めるものとする。

2 施設の整備（水利を含む。）

消防力の基準、消防水利の基準に基づき消防施設拡充強化を図ると共に、民間協力団体の育成強化により施設の整備を図る。

3 防火思想の普及徹底

市民に対し消防に関する意識の高揚と火災予防思想についての普及徹底を図る。

- ① 広報車、広報紙等を通じて行う。
- ② 春秋の火災予防運動の実施
- ③ 消防団による年末警戒及び防火広報の実施
- ④ その他防火思想の普及に必要な事項の実施

4 防火対象物の防火対策の強化

消防法の規定に基づき防火管理者に関する講習を実施し、防火管理者の養成に努め、防火対象物の防火管理の徹底を期する。

第7節 林野火災予防計画

《防災危機管理課・産業観光部》

当市においては、北部に足尾山地、南部には丘陵が点在しており、林野の面積が多くを占めている。今後、利用者が増加するとともにハイカーその他の者によるタバコ、焚火等の不始末等による林野火災の発生が危惧される。

林野火災は建物火災と異なり、交通、水利の便も悪く、発見、通報が遅れがちで急速な延焼拡大のおそれがある実態から、林野火災予防思想の普及徹底等、林野火災予防の徹底を図る。

第8節 指定及び登録文化財災害予防計画

《教育部》

教育委員会は、国、県及び市指定文化財について、火災、風水害等による滅失、き損を防止するため、国、県教育委員会、消防機関、警察機関と協力して所有者、管理者等に指導を実施するものとする。

- (1) 防火管理の体制の指導
- (2) 保存環境の整理整頓の実施指導
- (3) 火の使用及び制限の指導
- (4) 火災危険の早期発見とその箇所の改善指導
- (5) 消火設備、警報設備等の設置指導
- (6) 避雷装置の設置指導
- (7) 消防用水の確保及び消防自動車進入道路の確保指導
- (8) 防火壁、防火戸の設置指導
- (9) 自衛消防組織等による訓練の実施指導
- (10) 防火塀、防火帯を設ける措置等の指導
- (11) 耐震強度に留意した所要の保存修理指導
- (12) き損等の事故防止措置の指導

第9節 学校施設等の災害予防計画

《教育部》

学校及び社会教育施設の災害予防計画は、次により行うものとし、学校及び社会教育建物の公共性、教育効果の向上等十分考慮して、災害発生を未然に防止するとともに、災害時には避難施設としての重要な役割を持つことから、常時その防除措置を行って恒久的な災害予防に努めるものとする。

1 老朽建物の改築促進

学校及び社会教育施設が異常な気象現象により被災する場合は、建築年の古い老朽建物は極めて被害が大きく、通常発生する風圧程度のものでも被害を受けやすいので、今後はこれらの建物の改築を重点的に行うものとする。

- (1) 建築年の古いもの又は国等の調査により構造上危険と判定された老朽建物等は、改築年次計画に合わせ改築の促進を図るものとする。
- (2) 改築に当たっては、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震耐火構造化を図る。
- (3) 学校及び社会教育施設の建物は、定期点検及び臨時点検を実施し、要補修箇所は修理又は補強を行い、災害の予防防除に努めるものとする。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被災は、健全な施設や人畜に大きな被害が及ぶことが多いので、次のような施設につ

いては、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努めるものとする。

- (1) 国旗掲揚塔や野球のバックネット等相当の高さ又は容量のあるものは、その健全度を確かめ、危険と認められるものは早急に補強工事等を実施する。
- (2) 比較的飛散しやすい器具機械等については、常時格納できる体制を整える。
- (3) 災害防除のために必要な施設等は、平時に整備し、特に消防設備等については、いつでも使用できるよう体制を整える。
- (4) 建物以外の施設設備についても建物と同様に定期点検及び臨時点検を実施し、常時その状態を把握し、要補修箇所等は補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を行うものとする。

第10節 災害訓練計画

《防災危機管理課》

災害時又は災害が発生するおそれがある場合における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係機関の防災活動力の向上を図るとともに、市民の防災に関する知識及び技能の修得と併せて防災意識高揚を図ることを目的とし、各関係機関相互及び地域住民との協力体制確立を重点においた訓練を実施するものとする。

1 本部運営訓練

市は、非常災害時において本部の迅速かつ円滑な活動体制に入るとともに、本部における、班の各応急対策計画の習熟を図るため、夜間等あらゆる機会を通して本部の運営訓練を実施するものとする。

(1) 訓練項目

- ア 非常招集訓練
- イ 本部設営訓練
- ウ 各災害事務運営訓練
- エ 通信訓練
- オ 情報収集伝達訓練

(2) その他の訓練

初期消火、応急救護、災害対策用資機材取扱訓練等とし、上記訓練と併せて適宜行うものとする。

2 防災機関の訓練

(1) 基礎訓練

防災関係機関は、防災技術の修得を主体とした、消火、避難、救出・救護、復旧訓練等の技術訓練、情報伝達訓練及び図上（机上）訓練等の実施を重ねる。

(2) 特別訓練

防災関係機関は、突発的災害に対処するため、勤務時間外に情報伝達及び招集訓練等を実施し、防災活動の初動体制の早期確立を図る。

3 市民参加の訓練

自主防災組織及び自治会等の市民参加による初期消火、救護及び避難訓練等を実施する。

4 事業所の訓練

防災の日、防災とボランティアの日及び火災予防運動等を中心に出火防止、初期消火、応急救護措置及び避難訓練等を実施する。

5 防災総合訓練

市は、警察、自衛隊及びその他の防災関係機関並びに相互応援協定締結市町村等との連携体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、地域住民の参加を得て通信、動員、消防、警備、避難、救助、復旧等の訓練を総合的に実施する。

第11節 防災知識普及計画

《防災危機管理課》

市及び防災関係機関は、職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、相互に協力して市民等に対して防災知識の普及を図り、常に防災意識の高揚に努めるものとする。

1 普及の担当者

防災知識の普及は、防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関の長が、適宜な方法により行うものとし、全市的な普及は、防災危機管理課が実施するものとする。

2 職員等に対する防災知識の普及

防災業務に従事する市及び防災関係機関の職員等に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に実施するため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の方法

- ア 講習会、研修会等の実施による普及
- イ 現地視察、現地調査等の実施による普及
- ウ 防災活動手引等印刷物の配布による普及

(2) 普及の内容

- ア 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 災害の特性及び過去の主な被害事例
- エ 防災に関する一般知識と市の防災対策の現況と課題
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

3 市民に対する防災知識の普及

災害から市民の生命、身体、財産を保護することは、市に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するためには、市民の一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全は自分で守る」という意識を持つことが重要であるため、次により市民への防災知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 普及の方法

- ア 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育においては、防災関係の指導カリキュラムを取り入れるとともに、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及、実施訓練を図る。

社会教育においては、PTA、婦人団体などの会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を活用して、防災上必要な知識の普及を図る。

- イ 広報媒体による普及

- (ア) 広報車等の広報による普及
- (イ) 広報紙、広報資料等(パンフレット、ポスターの掲示等)による普及
- (ウ) ハザードマップによる普及
- (エ) 映画、スライド、講演会等による普及
- (オ) 図画、作文等の募集による普及
- (カ) 研修会、展覧会等の開催
- (キ) その他必要な事項

- ウ 消防団員による巡回指導による普及

消防団員による一般住宅防災診断等により、家具の固定、避難口等の点検、指導と災害発見時の対応等防災知識の普及を図る。

(2) 普及の内容

- ア 防災計画による各機関の防災体制

- イ 防災に関する一般知識

- (ア) 災害の種類
- (イ) 住地域の危険性
- (ウ) 避難場所の周知

- ウ 平素の心得

- (ア) 最低3日分、推奨1週間分の食糧を家庭内で備蓄する
- (イ) 家庭内の非常持ち出し物資の点検
- (ウ) 家庭内で非常時の対応を話し合っておく
- (エ) 我が家の防災チェックの励行

- エ 災害発生時の心得

- (ア) 災害発生場所別、状況別の心得
- (イ) 出火防止及び初期消火の実施
- (ウ) 地域協力による被災者等の救出、救護の実施
- (エ) 避難の心得

- オ 災害後の心得
- （ア）秩序ある避難生活
- （イ）自力による生活手段の確保
- （ウ）応急対策等の協力

4 防災上重要な施設等の管理者等に対する防災知識の普及

防災上重要な施設及び事業所等の管理者等に対して、防災知識の普及及び資質の向上を図るとともに、各施設等における出火防止、初期消火及び避難等の災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図るものとする。

- （１）普及の方法
 - ア 防火管理者等に対する技能講習会を含む講習会、研修会の実施及び災害時における防災体制の強化
 - イ 事業所独自あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じての災害時における行動力の強化
 - ウ 防火管理者及び危険物施設の保安監督者等の自主研究会、連絡会議等を通じての防災知識、防災思想の普及
 - エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等の必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等の配布
- （２）普及の内容
 - ア 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
 - イ 災害の特性及び過去の主な被害事例
 - ウ 危険物施設の位置、構造及び設備の保安管理
 - エ パニック防止のための緊急放送等の体制整備
 - オ 出火防止、初期消火及び避難誘導等の災害時における行動及び体制整備
 - カ 施設利用者、収容者等の安全確保措置に係る管理者等の責務
 - キ 従業員、施設収容者等の３日分の飲料水、食糧、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保

5 防災意識調査

市民等の防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施するよう努める。

第 12 節 市民、事業所等による防災活動推進計画

《防災危機管理課》

災害時においては、市及び防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身につけ、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。さらに、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

1 市民の果たすべき役割

市民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後に至るまで、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

- （１）平常時から実施する事項
 - ア 防災に関する知識の吸収
 - イ 家庭における防災の話し合い
 - ウ 災害時の避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
 - エ 対震自動消火装置付き石油ストーブ等の導入
 - オ 家屋の補強等
 - カ 家具その他落下倒壊危険物の対策
 - キ 飲料水、食糧、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（最低３日分、推奨１週間分備蓄の励行）
 - ク 非常持ち出し物資の準備・点検
- （２）災害発生時に実施する事項
 - 平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心におおむね次の事項が実施できるようにする。
 - ア 正確な情報の把握
 - イ 火災予防の措置
 - ウ 適切な避難
 - エ 自動車運転の自粛

- (3) 災害発生後に実施が必要となる事項
 - ア 出火防止及び初期消火
 - イ 負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護
 - ウ 秩序ある避難生活
 - エ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、自治会に、「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に充実強化を図るものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及
 - イ 火気使用設備器具等の点検
 - ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
 - エ 防災訓練の実施
- (2) 災害時の応急活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難行動要支援者をはじめとする住民の避難・誘導
 - エ 被災者の救護・救出、その他の救助
 - オ 給食及び給水
 - カ 衛生

3 自主防災組織の結成及び育成・指導等

市は、当該区域内の自主防災組織の全組織化を目指し育成・指導に努めるとともに、市防災組織の結成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努めるものとする。

4 自衛防災組織の活動

事業所等の防火管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとする。このため自主防災組織を作り、おおむね次の自主防災活動をそれぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 従業員等の防災教育
- (2) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (3) 火災その他災害の予防対策
- (4) 避難体制の確立
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 応急救護等
- (7) 飲料水、食糧、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

5 特定動物逸走に対する管理者の措置

特定動物の管理者は、災害発生時に特定動物逸走防止に努めるとともに、地域住民・関係機関に対する通報・連絡体制及び緊急措置など、逸走した際に取るべき措置をあらかじめ確立しておかなければならない。

第13節 避難行動要支援者計画

《総務部・保健福祉部》

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などのうち、避難に支援を要する者（以下本計画において「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける可能性が高い。

このため、市、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員児童委員及び福祉団体等が連携し、避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行うものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成及び適正な管理

市は、避難行動要支援者について、行政区の範囲毎にその実態を把握し、避難の支援、安否の確認その他

避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適正な管理に努めるものとする。

2 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難を支援する関係者は、市の関係課のほか、民生委員児童委員、行政区長、自主防災組織代表者等とする。

3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 満 65 歳以上の者のみで構成された世帯に属する者
- (2) 介護保険法の要介護認定により要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 に該当する者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、1 級又は 2 級に該当する者
- (4) 群馬県の療育手帳の交付を受けた者で、障がいの程度が A と判定されたもの
- (5) 群馬県特定疾患医療給付実施要綱別表 1 又は群馬県小児慢性特定疾患医療給付実施要綱別表 1 に定める疾病の特定疾患医療を受給している難病患者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、これらの者と同等程度と認められる者

4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報は以下のとおりとし、関係部局（介護保険及び障がい者福祉担当等）が把握している情報を集約するものとする。

- (1) 避難行動要支援者の氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所及び方書
- (5) 電話番号
- (6) 要介護度、障害の程度その他の身体の状態
- (7) 避難支援者の氏名

5 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状態は変化しうることから、定期的な名簿情報の更新が必要であるため、名簿の更新は原則として年 1 回とする。

市は、新たに避難行動要支援者となった者の登録、死亡等による削除を行うとともに、避難支援等関係者への名簿情報の提供について同意の確認を行うものとする。

6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報を受けた者に守秘義務を課すとともに、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置として、避難行動要支援者名簿情報は、避難支援等関係者が、次の事項を徹底するものとする。

- (1) 他に漏らさないこと。
- (2) 利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 他に提供しないこと。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。
- (4) 使用期間終了後、又は利用目的の達成後は、速やかに返還（焼却、裁断等による廃棄又は消去）する

こと。

- (5) 責任をもって管理し、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (6) 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従うこと。
- (7) その他、個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講ずること。

7 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象警報の発表、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令については、高齢者や障がい者等にもわかりやすい表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように努めるものとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用する。

主な情報伝達手段は次のとおり。

- ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）（公共施設34施設）
- イ 防災行政無線
- ウ 登録制メール
- エ 緊急速報メール、エリアメール
- オ 広報車
- カ 区長及び自主防災組織代表者への連絡
- キ ホームページ等

8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援者として実効性のある活動ができるよう、平常時には要支援者本人や関係者等とともに、具体的な支援方法を決めておくものとする。発災時には、自分自身の安全確保を最優先するとともに、可能な範囲での支援を実施し、少人数での活動に限界が生じた場合には、地域内のほかの支援者に応援を求めるものとする。

【関係資料】資料編 7-1-6 みどり市災害時要援護者避難支援全体計画

第14節 資材、機材等の点検整備計画

《防災危機管理課》

基本法第49条の規定に基づき、災害予防責任者が保有する災害応急対策に必要な資材、機材及び施設を、災害時においてその機能を有効に活用できるよう常時次により点検整備を行うものとする。

1 点検整備を要する主な資機材等

- (1) 水防用備蓄資機材
- (2) 災害救助法による衣料生活必需品
- (3) 防疫用資機材
- (4) 給水用資機材
- (5) 消防用資機材
- (6) 備蓄食糧、生活必需品
- (7) 災害警備実施活動用資機材
- (8) その他水道、通信、気象観測、交通施設復旧に必要な資機材

2 実施機関

各資機材等を保有する各機関とする。

3 実施期日

各機関は、毎年、年度の当初に点検を実施し、整備を完了するよう努めるものとする。ただし、災害事実発

生のおそれがある場合は、状況に応じ随時実施するとともに、実施のために各機関の点検責任者は、それぞれの点検計画を作成し実施する。

4 実施内容

点検、整備は、次の事項に留意して実施する。

- (1) 資機材等
 - ア 規格ごとの数量の確認
 - イ 不良品の取り替え
 - ウ 薬剤等の効果測定
 - エ その他必要な事項
- (2) 機械類
 - ア 不良箇所の有無及び故障の整備
 - イ 不良部品の取り替え
 - ウ 機能試験の実施
 - エ その他必要な事項

第3章 災害応急対策計画

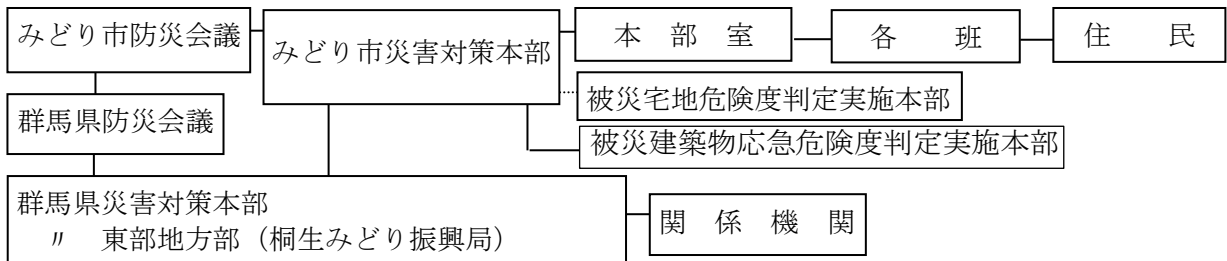
第1項 防災組織計画

第1節 災害対策本部

《防災危機管理課》

1 組織及び編成

みどり市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び編成は、「みどり市災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。



- (注) ① 地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を組織する。
- ② 群馬県において、現地災害対策本部が設置されたときは、地方部は現地災害対策本部に吸収される。

本部室	本部長	市長	本部員	統轄責任者 総務部長兼危機管理監（下記◎は各庁舎等責任者）		
	副本部長	副市長		笠懸庁舎 ◎政策企画部長、市民部長、保健福祉部長、会計管理者		
		教育長		大間々庁舎 ◎都市建設部長、産業観光部長、健康づくり局長、議会事務局長、監査委員事務局長		
	東支所 ◎東支所長					
	教育庁舎 ◎教育部長					
	競艇事業局 ◎競艇事業局長					
	消防団長			各部の防災担当者		
	被災宅地危険度判定実施本部 実施本部長：都市建設部長			本部連絡員		
	被災建築物応急危険度判定実施本部 実施本部長：都市建設部長					

部	笠懸庁舎	大間々庁舎	東支所	教育庁舎
総務部	防災総括班 総務部機動班	大間々市民班	東支所 東市民班	教育部 教育部総務班 教育部機動班
政策企画部	政策企画部機動班			
市民部	市民部総務班 市民部機動班			
保健福祉部	保健福祉部総務班 保健福祉部機動班	健康づくり局機動班		
産業観光部		産業観光部総務班 産業観光部機動班		
都市建設部		都市建設部総務班 都市建設部機動班		
	(競艇事業局) (会計局)	(議会事務局) (監査委員事務局)		
消防団	みどり市消防団			

2 設置基準

市長は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、災害対策本部の設置を決定する。

- ア 暴風雨等の警報が発令され、市の地域に非常災害の発生するおそれがある場合及び発生した場合
- イ アのほか、著しく激甚である災害により特に災害対策を必要とする場合

3 設置場所

災害対策本部は、みどり市役所笠懸庁舎「防災危機管理課」に設置する。

なお、災害の状況により笠懸庁舎に設置できないときは、次の順に設置する。

1. 大間々庁舎
2. 教育庁舎
3. その他市内の設置可能公共施設

4 廃止の決定

災害対策本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

5 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに地元消防機関、地元警察機関、県、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

6 本部室

災害対策本部に本部長、副本部長及び本部員(各部長及び各部の防災担当者)をもって構成する本部室を置き、本部長が必要の都度招集する。

(1) 本部室の業務

災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。

(2) 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副市長、教育長の順とする。

(3) 庁舎本部

各庁舎に、庁舎本部を設置し、情報収集、伝達及び連絡調整を行う。

(4) 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

(5) 本部連絡員

ア 災害対策本部の各部長は、部内に本部連絡員若干名を置く。

イ 各部の本部連絡員のうち1人は、本部室において部長等に同伴する。

ウ 本部連絡員は、本部室決定事項の伝達、各部相互間及び各庁舎間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

(6) 公共施設等の被害状況調査

公共施設の被害状況の確認に当たっては、施設管理者又は当該施設職員による施設及び敷地を調査し、被害箇所を確定し、施設の所管課へ報告、部で取りまとめ、防災総括班へ報告する。

(7) 被災宅地危険度判定実施本部

地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、「群馬県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき判定業務に当たる。

7 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、おおむね次表のとおりとする。

{ } …統括、 () …班長、その他は副班長

部	班	分掌事務
{総務部長兼危機管理監}		1 災害対策の総括に関すること。
総務部	防災総括班 (防災危機管理課長) 総務課長 財政課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 3 各部・班及び庁舎本部との総合調整に関すること。 4 県及び消防機関との連絡調整及び各種情報収集及び伝達報告に関すること。 5 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 7 相互応援協定又は消防応援協定に基づく要請に関すること。 8 市庁舎の機能維持及び市有施設の被災状況の調査に関すること。 9 指定行政機関若しくは指定地方行政機関職員の派遣の要請又は派遣のあっせんの要請に関すること。 10 被災地における道路交通の指示、制限及び交通の確保に関すること。 11 緊急運行車両の確認事務に関すること。 12 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付に関すること。 13 人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集及び各部からの災害情報の取りまとめに関すること。 14 被災市有施設の応急復旧に関すること。 15 広報車両の確保及び維持に関すること。 16 応急対策物資購入に係る出納及び災害救助基金の出納・保管に関すること。 17 災害時における市議会議員との連絡調整に関すること。 18 その他総務部長兼危機管理監が命じた事項に関すること。 19 その他いずれの部にも属しない事項に関すること。
	大間々市民班 (大間々市民生活課)	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 庁舎間の連絡手段の確保及び庁舎の機能維持に関すること。 3 庁舎内各班の調整に関すること。 4 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 5 当該区域内の人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集に関すること。 6 その他総務部長が命じた事項に関すること。
政策企画部 {政策企画部長}	政策企画部機動班 (企画課長) 地域創生課 秘書課	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 住民広報及び記録に関すること。 4 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること。 5 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。
競艇事業局長 会計管理者 議会事務局長 監査委員事務局長		1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 被災市有施設の応急復旧に関すること。 3 応急対策物資購入に係る出納及び災害救助基金の出納・保管に関すること。 4 災害時における市議会議員との連絡調整に関すること。
東支所 {東支所長}	東市民班 (東市民生活課長)	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 庁舎間の連絡手段の確保及び庁舎の機能維持に関すること。 3 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 4 簡易水道に係る災害情報の収集及び応急復旧に関すること。 5 当該区域内の人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集に関すること。 6 その他東支所長が命じた事項に関すること。

市民部 {市民部長}	市民部総務班 (税務課長)	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する事。 2 部内各班の総合調整に関する事。 3 被害資産の実態調査と検討並びに被害納税者の減免等の税務に関する事。 4 環境汚染・ごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関する事。 5 環境汚染に係る災害応急対策に関する事。 6 そ族、昆虫等の駆除及びその他防疫業務及び応急的清掃に関する事。 7 小水道に係る災害情報の収集及び応急復旧に関する事。 8 外国人に対する情報の提供・生活相談・援護に関する事。 9 埋火葬に関する事。 10 その他市民部長が命じた事項に関する事。
	市民部機動班 (納税課長) 市民課長 生活環境課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する事。 2 市民部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関する事。
保健福祉部 {保健福祉部長}	保健福祉部総務班 (社会福祉課長)	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する事。 2 部内各班の総合調整に関する事。 3 避難行動要支援者に係る災害情報の収集・援護に関する事。 4 避難所の設営・運営及び炊出し計画に関する事。 5 ボランティア活動の支援及び調整に関する事。 6 義援金品の募集及び配分に関する事。 7 その他保健福祉部長が命じた事項に関する事。
	保健福祉部機動班 (介護高齢課長) こども課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する事。 2 保健福祉部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関する事。
健康づくり局 {健康づくり局長}	健康づくり局機動班 (健康管理課長) スポーツ振興課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する事。 2 医療及び防疫に係る災害情報の収集に関する事。 3 救護班の編成及び救護所の開設に関する事。 4 医薬品及び医療資機材の調達及び供給に関する事。 5 精神保健及び感染症の予防に関する事。
産業観光部 {産業観光部長}	産業観光部総務班 (農林課長)	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する事。 2 部内各班の総合調整に関する事。 3 農林業関係災害情報の収集に関する事。 4 被害農作物用農薬及び肥料の供給指導に関する事。 5 被害農作物及び被災農地、農業用施設の応急措置に関する事。 6 被災地の死亡獣畜に関する事。 7 家畜の防疫診断及び畜産施設の応急措置及び飼料の供給に関する事。 8 商工関係災害情報の収集に関する事。 9 応急食料等の調達配給に関する事。 10 生活必需品の調達及び供給、物価の安定に関する事。 11 救援物資の保管及び受払いに関する事。 12 商工業に係る災害応急対策に関する事。 13 観光施設の災害情報の収集に関する事。及び、その維持管理に関する事。 14 その他産業観光部長が命じた事項に関する事。
	産業観光部機動班 (商工課長) 農業委員会事務局 観光課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する事。 2 産業観光部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関する事。
都市建設部 {都市建設部長}	都市建設部総務班 (都市計画課長)	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する事。 2 部内各班の総合調整に関する事。 3 下水道に係る災害情報の収集及び応急復旧に関する事。 4 農業集落排水に係る災害情報の収集及び応急復旧に関する事。 5 建設業者に対する災害応急対策業務の協力の要請に関する事。 6 被災宅地の危険度判定実施に関する事。 7 被災建築物の応急危険度判定実施に関する事。 8 土木関係・市営住宅に係る災害情報の収集に関する事。 9 被災地における交通状況の調査・道路の確保に関する事。 10 道路及び橋梁に係る応急復旧に関する事。 11 応急仮設住宅の建設、修理に関する事。 12 その他都市建設部長が命じた事項に関する事。
	都市建設部機動班 (建設課長) 建築住宅課長 簡水下水道課長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関する事。 2 都市建設部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関する事。

教育部 {教育部長}	教育部総務班 (教育総務課長)	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。 2 部内各班の総合調整に関すること。 3 避難場所に指定された市立学校施設の機能の維持に関すること。 4 公立学校施設の応急復旧に関すること。 5 学校施設の被害状況の調査、幼児、児童、生徒及び教職員に係る災害情報の収集に関すること。 6 公私立学校の幼児、児童、生徒及び教職員の安全の確保に関すること。 7 応急教育の実施・支援に関すること。 8 社会教育施設、社会体育施設、文化振興施設の被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。 9 社会教育施設、社会体育施設、文化振興施設の応急復旧に関すること。 10 社会教育団体等の協力要請に関すること。 11 文化財に係る災害情報の収集・災害応急対策に関すること。 12 その他教育部長が命じた事項に関すること。
	教育部機動班 (学校教育課長) 小中学校長 社会教育課長 各公民館長 各図書館長 笠懸野文化ホール館長 文化財課長 各博物館長 富弘美術館事務長	1 本部長又は本部室からの指示又は指令等に係る事項に関すること。 2 教育部総務班からの指示又は指令等に係る事項に関すること。

(注) 担当部・班が明確でない事務が生じたときは、関係部・班で調整の上、担当を定め、又は共同で処理する。

8 現地災害対策本部

- (1) 災害対策本部長は、特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地災害対策本部長の指名の順位は、副市長、その他の職員の順とする。

9 関係機関に対する職員派遣の要請

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

10 県災害対策本部との連携

災害対策本部は、県災害対策本部が設置されたときは、相互に緊密な連携を図り、協調しながら、災害応急対策を実施する。この際、必要に応じ職員を派遣依頼するなどして、連携強化を図る。

11 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ①通信手段の確保
- ②被害情報の収集、連絡
- ③負傷者の救出・救護体制の確立
- ④医療活動体制の確立
- ⑤交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑥避難収容活動
- ⑦食料・飲料水、生活必需品の供給
- ⑧ライフラインの応急復旧
- ⑨保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩社会秩序の維持
- ⑪公共施設・設備の応急復旧
- ⑫災害広報活動(随時)

⑬ボランティアの受入（随時）

⑭二次災害の防止（随時）

12 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

【関係資料】資料編 1－2 みどり市災害対策本部条例

第2節 災害警戒本部等

1 災害警戒本部の設置

総務部長兼危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係部局長と協議のうえ必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 気象警報が発令され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合
- (2) 気象警報の発表の有無にかかわらず、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は、総務部長兼危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部の事務分掌に準ずるものとする。

警戒本部長	総務部長兼危機管理監
笠懸庁舎	◎政策企画部長、市民部長、保健福祉部長、会計管理者
大間々庁舎	◎都市建設部長、産業観光部長、健康づくり局長、議会事務局長、監査委員事務局長
東支所	◎東支所長
教育庁舎	◎教育部長
競艇事業局	◎競艇事業局長
各部の班長、副班長	

3 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関との連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部の事務分掌に準ずるものとする。

第3節 動員計画

1 本部設置前の配備

各部長は、災害対策本部又は災害警戒本部を設置前においても、常に気象状況、その他災害現象に注意し、災害発生に対処できるよう準備を整えておく。

2 職員配備体制基準

災害発生前後の職員の配備は次のとおりとする。

動員区分	決定者	動員規模	適用基準
監視体制	総務部長兼危機管理監	防災危機管理課（課長・補佐・担当係員）	・気象注意報（大雨・洪水・強風）又は気象警報（大雨・洪水・暴風）が発令され、監視の必要があるとき。 ・総務部長兼危機管理監が監視を必要と認めたとき。

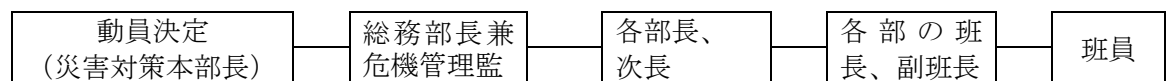
災害警戒本部		総務部長兼危機管理監	指定職員	・気象警報(大雨・洪水・暴風)が発令され、警戒の必要があるとき。 ・総務部長兼危機管理監が警戒を必要と認めたとき。
災害対策本部	1号動員	市長	各所属の約25%に相当する人数	・気象警報(大雨・洪水・暴風)及び気象情報(記録的短時間大雨・土砂災害警戒・竜巻注意)が発令され、市域に局地的な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。 ・状況により市長が必要と認めたとき。
	2号動員		各所属の約50%に相当する人数	・市内数地域に災害が発生したとき。 ・災害が拡大するおそれがあり、1号動員で対処できないとき。 ・その他状況により市長が必要と認めたとき。
	3号動員		全職員	・市内全域に甚大な災害が発生したとき。 ・災害が拡大するおそれがあり、2号動員で対処できないとき。 ・その他状況により市長が必要と認めたとき。

3 動員指示の伝達

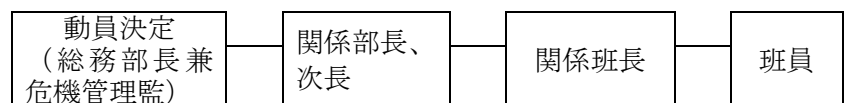
- (1) 動員決定に基づき、総務部長兼危機管理監は、本部連絡員を通じて各部長に伝達する。伝達を受けた各部長は、それぞれ各班長及び各副班長に伝達する。伝達を受けた各正副班長は、それぞれ各班員に伝達するものとする。

動員指示別の伝達系統は、次図のとおりとする。

ア 災害対策本部設置の場合



イ 災害警戒本部設置の場合



- (2) 動員決定時の指示伝達方法は次のとおりとする。

ア 勤務時間内の場合

動員の指示は、庁内放送、庁内電話等で伝達する。

イ 勤務時間外の場合

勤務時間外においては、連絡網に加え、日直勤務時にあつては日直者、それ以外にあつては本部連絡員による電話等により速やかに伝達し、要員の確保に努めるものとする。

4 動員の方法

職員を要する各班長等は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について、計画しておくものとする。

- (1) 動員の伝達

動員の伝達は、一般加入電話（携帯電話含む）等を通じて行うものとする。

- (2) 登庁場所

勤務時間外において連絡を受け登庁する場所は、次の順位とする。

1 自己の勤務場所 2 最寄の庁舎（支所） 3 最寄の市有施設

ただし、原則として自己の勤務場所とするが、登庁の安全が確認できる場合で、かつ、30分以内に登庁できる場所とする。

- (3) 登庁の方法

登庁に当たっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩、自転車又はオートバイ等の活用に配慮する。

- (4) 登庁時の留意事項

ア 登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・防災総括班に報告する。

イ カメラ付携帯電話を所持する職員は、被害等の状況を簡単な説明とともに写真を防災危機管理課宛送信する。

- (5) 登庁の免除等

- ア 災害により、本人若しくは家族が中傷以上の怪我を負い又は住居が破損するなど自らが被災した場合には、所属長に対してその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。
- イ 自己の勤務場所、最寄の庁舎あるいは最寄の市有施設にも登庁することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

第4節 相互応援対策計画

《防災危機管理課》

災害により自力による応急対策等が困難な場合において、県、他の市町村及びその他の機関に応援を求める場合又は隣接市町村等から応援を求められた場合は、別に定めるものを除き、本節の定めるところによるものとする。

1 応援要請

(1) 知事に対する応援要請

基本法第68条の規定に基づき、知事（県本部長）に対し応急措置等の応援要請を行う場合は、桐生行政県税事務所長を経由して、次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。なお、大規模災害及び緊急を要する場合、その他やむを得ない理由によるときは、直接県（危機管理室長）に電話等をもって要請し、事後速やかに桐生行政県税事務所長を経由し、文書で要請するものとする。

ア 災害救助法の適用を要請する場合

- (ア) 災害発生の場所及び日時
- (イ) 災害発生の原因及び被害の状況
- (ウ) 適用を要請する理由
- (エ) 適用を必要とする期間
- (オ) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (カ) 連絡責任者名
- (キ) その他必要となる事項

イ 災害者の移送を要請する場合

- (ア) 移送を要請する理由
- (イ) 移送を必要とする災害者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 他の地区へ収容を要する予定期間
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他必要となる事項

ウ 県各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請

- (ア) 災害の状況及び応援を要する理由
- (イ) 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- (ウ) 応援を必要とする活動内容
- (エ) 応援の場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) 連絡責任者
- (キ) その他必要となる事項

(2) 他の市町村に対する応援要請

基本法第67条の規定に基づき、他の市町村長に応急措置等の応援要請を行う場合は、次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

ア 災害の状況及び応援を要する理由

イ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする活動内容

エ 応援の場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ 連絡責任者

キ その他必要となる事項

(3) 民間団体等に対する応援要請

基本法第62条第2項等の規定に基づき、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者又は応援締結団体等に応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書

をもって要請するものとする。

ア 建設業者等へ応援を要請する場合

(ア) 応急仮設住宅の場合

- a 被害戸数（全焼、全壊、流失）
- b 建設を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- d 応援を必要とする建設業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

(イ) 住宅の応急修理の場合

- a 被害戸数（半焼、半壊）
- b 修理を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- d 応援を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

2 職員の派遣要請、あっせん要求

(1) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請

基本法第 29 条第 2 項の規定に基づき、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣要請を行う場合は、同法施行令第 15 条の規定に基づく次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 連絡責任者

カ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 地方公共団体に対する職員の派遣要請

地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、知事（県本部長）又は他の市町村長に対し、職員の派遣要請を行う場合は、基本法施行令第 15 条の規定に基づく次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 連絡責任者

カ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 知事に対する職員の派遣あっせん要求

基本法第 30 条第 1 項に基づく指定地方行政機関の職員及び同条第 2 項に基づく地方公共団体の職員派遣のあっせんに求めるときは、知事（県本部長）に対し、桐生行政県税事務所長を経由して、基本法施行令第 16 条の規定に基づき、次に掲げる事項について、電話等をもって要求し、事後速やかに文書をもって要求するものとする。

ア 派遣のあっせんに求める理由

イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 連絡責任者

カ その他職員のあっせんについて必要な事項

3 受援体制の確立

(1) 市は、受援のための連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。

(2) 受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

4 連絡調整

県、他の市町村及びその他の機関に応援要請のための連絡、又は求めに対する調整は、防災総括班が当たるものとする。

5 派遣職員の接遇及び経費の負担

(1) 宿泊を要する派遣職員の受入れ

応援派遣職員等の受入れに際しては、被害を免れた公共施設で宿泊可能と認める施設のうちから提供するとともに、できる限りの支援を行うものとする。

(2) 経費の負担

県、他の市町村及びその他の機関の応援要請に係る派遣職員の接遇及び経費の負担については、基本法第32条、同第92条及び同施行令の定めるところによる。なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村においては、協定等の定めるところによる。

6 応援要請に対する措置

(1) 災害の発生に伴う応急対策のため、隣接市町村等から応援要請があったときは、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずるものとし、平素から体制の整備に努めるものとする。

なお、隣接市町村等に対する応援は、相互応援協定締結市町村を優先するものとする。

(2) 応援の種類は、次のとおりとする。

- ア 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその補給に必要な資機材の提供
- イ り災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材と物資の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ り災者の一時収容のための施設の提供
- カ その他特に要請のあった事項

7 その他

(1) 災害時における応急対策の万全を期するため、相互応援協定市町村及び隣接市町村等と平素から協力体制の確立に努め、基本法第67条の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求める場合又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ相互応援協定市町村と応援の種類、手続等の必要な事項について協議に努め、応急措置の万全を期するものとする。

(2) 災害時における応急対策の万全を期するため、民間団体等と平素から協力体制の確立に努め、その事務が円滑に行われるようあらかじめ民間団体等と応援の種類、手続等の必要な事項についての協定に努め、市は民間団体等の協力体制を確立し、もって災害時の応急対策の万全を期するものとする。

【関係資料】 資料編 5 広域応援関係

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

《防災危機管理課》

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- ア 車両、航空機等による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
- ウ 行方不明者、負傷者等の搜索、救助
- エ 堤防等の決壊に対する水防活動
- オ 消防機関の消火活動への協力
- カ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- キ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- ク 通信支援
- ケ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- コ 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- サ 救援物資の支給又は貸付の支援（防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令）
- シ 交通規制への支援
- ス その他災害の発生時において市長が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

2 自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事（危機管理室）に要求するものとする。
- (2) (1) の要求は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。
- (3) 市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定に基づき、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を第 12 旅団長（司令部第 3 部）に通知するものとする。
- (4) 市長は、前項の通知をしたときは、基本法第 68 条の 2 第 3 項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 自衛隊の自主派遣

- (1) 第 12 旅団長又は第 12 後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書きの規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）するものとする。
- (2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。
 - ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 航空機の異常を察知する等、災害に際し、自衛隊が搜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
 - エ その他、災害に際し、前記に順じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 第 12 旅団長又は第 12 後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。
- (4) 第 12 旅団長又は第 12 後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第 63 条第 3 項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- (2) 応急公用負担等（基本法第 64 条第 8 項、第 9 項、第 10 項）
 - ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
 - イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。
 - ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
 - エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。
 - オ その他手続きについては、基本法第 64 条による。
- (3) 応急公用負担等（基本法第 65 条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、

住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠であるため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて県の現地災害対策本部又は市災害対策本部に県、警察署、市、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

【参照】第3章 第1項 第3節 動員計画

6 派遣要請後の変更手続

市長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

7 派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理室）に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

8 費用負担区分

(1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担するものとする。

- ア 宿泊施設の借上料
- イ 宿泊施設の汚物処理費用
- ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定めるものとする。

(3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

9 派遣部隊の受入れ

(1) 市における派遣部隊の宿泊可能施設は次のとおりである。

施設名	管理者	電話	宿泊場所	収容人員
笠懸公民館	館長	76-2211	和室	56
東公民館	館長	97-2721	和室及び3階ホール	50
青年研修センター	東市民生活課長	97-2554	和室	45
小平の里キャンプ場	施設長	73-2006	和室	74
浅原体験村	施設長	72-0122	和室	30
笠懸老人憩の家	所長	76-5064	大広間	48
大間々老人憩の家	所長	72-1620	和室	50

【関係資料】資料編6-1 災害派遣要請書
資料編7-3-3 ヘリポート適地一覧表

第6節 ボランティア活動支援・推進計画

《保健福祉部・社会福祉協議会》

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
ア 避難誘導	ア 被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
イ 情報連絡	イ 救護（医師、保健師、看護師、救命講習修了者等）
ウ 給食、給水	ウ 建物応急危険度判定（建築士等）
エ 物資の搬送・仕分け・配給	エ 外国語通訳
オ 入浴サービスの提供	オ 手話通訳
カ 避難所の清掃	カ 介護（介護福祉士等）
キ ゴミの収集・廃棄	

ク 高齢者、障がい者等の介助 ケ 防犯 コ ガレキの撤去 サ 住居の補修 シ 愛玩動物の保護	キ アマチュア無線 ク 各種カウンセリング
--	--------------------------

2 受入窓口の開設

- (1) 災害対策本部を設置した場合、ボランティアとの連携を図るため、市社会福祉協議会は必要に応じて「みどり市災害ボランティアセンター」を開設し、ボランティア活動の調整等を行う。
- (2) 医療ボランティア、応急危険度判定士等の専門技能を持つボランティアについては、それぞれ関係する班が活動の調整を行う。

3 みどり市災害ボランティアセンターの業務

- (1) ボランティアニーズの把握
各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を常に把握し、被災地内外に情報を提供する。
- (2) ボランティアの受け入れ
各避難所等のボランティアニーズに基づき受け付け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、受付名簿を作成する。
- (3) ボランティア依頼の受付及び相談
被災住民等からボランティア依頼を受け付け、また相談に応じる。
- (4) ボランティア団体と行政との連絡調整
地元ボランティア団体、被災地に入ったボランティア団体及び行政との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。
- (5) ボランティア活動の支援
ア ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
イ 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。
ウ ボランティアの健康管理に関し、必要に応じ医療救護者の巡回等を調整する。

4 平常時の対策

市は、広報紙等防災ボランティアの啓発を行い、災害時の専門ボランティアを募集し、専門分野ごとに組織しボランティアリーダーの育成を行い、連絡体制の確立を目指す。
また、一般ボランティアについても、協力体制の整備を図る。

第7節 災害対策連絡調整計画

≪防災危機管理課・社会福祉協議会≫

1 災害対策本部設置後の連絡調整

災害対策を図るうえで各機関との間に連絡調整が重要となるため、次のとおりとする。

- (1) 連絡調整体制
本部室へ消防職員及び警察官の派遣を求める等、消防署及び警察署等との連絡調整体制を確保する。
- (2) 災害ボランティアセンターの設置
ボランティアとの連携を図るため、必要に応じて市災害ボランティアセンターをみどり市社会福祉協議会内に設置する。

2 災害対策調整会議等の開催

- (1) 災害対策調整会議
災害対策本部を設置した場合、防災関係機関及び公共的団体との間の連絡調整を図るため、「災害対策調整会議」を原則として朝夕開催する。

災害対策調整会議	みどり市災害対策本部	自衛隊派遣部隊	庶務	防災総括班
	群馬県現地対策本部 群馬県災害対策本部地方部	みどり市災害ボランティアセンター		
	桐生みどり消防署	その他防災関係団体		
	桐生警察署・桐生警察署大間々分庁舎	公共的団体		

(2) 現場災害対策調整会議

救出、捜索、火災現場で複数の防災関係機関及び公共的団体が活動する場合、「現場災害対策調整会議」を適時開催して、関係者間の連絡調整を図る。

(3) 会議の庶務

「災害対策調整会議」及び「現場災害対策調整会議」の庶務は防災総括班が当たる。

第2項 情報計画

第1節 防災気象情報伝達計画

《防災危機管理課》

防災気象情報の伝達ならびにその周知方法は、本節の定めるところによる。

1 避難情報等と警戒レベル

避難情報等	警戒レベル	立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動
警報級の可能性	警戒レベル1 (気象庁が発表)	【早期注意情報】 ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
注意報	警戒レベル2 (気象庁が発表)	【洪水注意報・大雨注意報等】 ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認や注意など、避難に備え自らの行動を確認する。
避難準備・ 高齢者等避難開始	警戒レベル3 (市が発令)	【高齢者等避難開始】 ・要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告・ 避難指示(緊急)	警戒レベル4 (市が発令)	【全員避難】 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する(ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。 ・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「安全な場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内のより

		安全な場所への移動)をとる。 【避難指示(緊急)が発令された場合】 - 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 - 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。
災害発生情報	警戒レベル5 (市が発令)	【災害発生】 - 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 - 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ずしも発令されるものではないことに留意する。

2 防災気象情報

(1) 警報・注意報の種類とその基準

気象の状況が基準に達すると予想し、災害が発生するおそれがあると判断されたときに、前橋地方気象台より発表される。

種 類		基 準
警 報	暴風(平均風速)	18m/s 以上
	暴風雪(平均風速)	18m/s 以上で雪を伴う
	大雨	浸水害 表面雨量指数 20 以上(※1) 土砂災害 土壌雨量指数 109 以上(※2)
	洪水	流域雨量指数(※3) 早川流域 7.6 以上 小平川流域 7.9 以上 小中川流域 16.2 以上
	大雪(12 時間の降雪の深さ)	平地 20 cm 以上、山地 20 cm 以上
注 意 報	強風(平均風速)	13m/s 以上
	風雪(平均風速)	13m/s 以上で雪を伴う
	大雨	表面雨量指数 11 以上 土壌雨量指数 65 以上
	洪水	流域雨量指数 早川流域 6 以上 小平川流域 6.3 以上 小中川流域 12.9 以上
	大雪(12 時間の降雪の深さ)	平地 5 cm 以上、山地 5 cm 以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	霜	最低気温が 3℃ 以下(早霜・晩霜期に発表)
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：前橋の最低気温が -6℃ 以下
	乾燥	前橋の最小湿度が 25% 以下で、前橋の実効湿度が 50% 以下
	濃霧	(視程) 100m 以下
	なだれ	積雪があって、24 時間の降雪の深さが 30 cm 以上 積雪の深さ 50 cm 以上で日平均気温が 5℃ 以上、 又は積雪の深さ 50 cm 以上で日降水量が 15 mm 以上
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合

(※1) 「表面雨量指数」

短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指数で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数量化したもので、各地の気象台が発表する大雨警報(浸水害)・大雨注意報の判断基準に用いる。

(※2) 「土壌雨量指数」

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっていると推定される雨水の量を指標化した数値である。解析雨量、降水短時間予報をもとに、およそ 5km 四方の領域ごとに算出す

る。

なお、大雨警報及び大雨注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定されており、市内の最低値を示す。

(※3) 「流域雨量指数」

降雨による洪水災害発生の危険性を示す指数で、対象となる地域・時刻に河道内に存在すると推定される流域の雨水の量を指標化した数値である。解析雨量、降水短時間予報をもとに、およそ5km四方の領域ごとに算出する。

(※4) 「山地」：おおむね海拔500m以上

「平地」：山地以外

(2) 警報・注意報の対象細分区域



「全域」：群馬県

一次細分区域：「南部」、「北部」

二次細分区域：「利根・沼田地域」、
「吾妻地域」、
「前橋・桐生地域」、
「伊勢崎・太田地域」、
「高崎・藤岡地域」

みどり市は
「南部」
「前橋・桐生地域」に属する。

資料提供：前橋地方気象台

(3) 特別警報の種類とその基準（平成25年8月30日から運用）

気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警報レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
	地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

(4) 気象情報

注意報や警報を発表するより前に顕著現象の発現可能性を知らせたり、警報や注意報を継続中にその内容を補完するため発表される。

「全般気象情報」：全国を対象、「地方気象情報」：全国を11に区分した地方予報区を対象、「府県気象情報」都府県を対象として発表される。

種 類	説 明
台風に関する情報	台風の現在地、進路予想、雨・風などの実況と今後の推移、防災上の注意事項を伝える情報
大雨に関する情報	主に大雨警報・注意報発表中に、大雨の実況と今後の推移、防災上の注意事項を伝える情報
記録的短時間大雨情報	大雨警報継続中に、数年に一度しか発生しないような非常に激しい短時間の大雨を観測、又は解析した場合に発表し防災上の一層の警戒を喚起する情報 前橋地方気象台からは、県内のアメダス観測点、又は解析雨量で1時間に100mm以上を記録した場合に発表される。
大雪に関する情報	主に大雪警報・注意報継続中に、大雪の実況と今後の推移、防災上の注意事項を伝える情報
土砂災害警戒情報	大雨警報継続中に、土砂災害発生危険性が高まったときに、前橋地方気象台と県(砂防課)が共同して作成・発表する情報 市町村長が住民等への避難勧告等を適時適切に行うための支援と住民が自主避難の判断に利用できることを目的としている。
竜巻注意情報	激しい突風(竜巻、ダウンバースト)をもたらす発達した積乱雲があり、突風が発生しようとしている気象状況を知らせるための情報 発表は、発生のおそれのある時間帯の0～1時間前を目安としており、発表から約1時間を情報の有効時間とされる(継続の場合は改めて発表)。 「群馬県気象情報」に、半日から1日程度前に予告的注意が明記され、 「雷注意報」に、およそ数時間前を目途にキーワードとして「竜巻」が明記される。

(5) 消防法に基づく火災警報

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災警報を発するものとする(消防法第22条第3項)。

火災気象通報は、前橋地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況が県に通報され、県から市町村に通報される情報である。

通報は、次のいずれかの条件に該当したときに、注意報・警報の地域区分に従い、県の「全域」、「南部」及び「北部」の区分により行われる。

ア 実効湿度が50%以下で、最小湿度が25%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速が13m/s以上吹く見込みのとき。

(降雨、降雪中又は、まもなく降り出すと予想されるときは、通報しないこともある。)

ウ 実効湿度が60%以下で、最小湿度が35%以下となり、平均風速が8m/s以上吹く見込みのとき。

(6) 水防法に基づく洪水予報、水防警報

ア 洪水予報

渡良瀬川の基準観測点の水位が危険水位又は警戒水位を超えると予想され、洪水による被害の生じるおそれのある場合に、水防法第10条及び第11条に基づき、気象庁長官と国土交通大臣が共同で発表する情報

イ 水防警報

渡良瀬川の基準観測点の水位が水防団待機水位を超え、洪水による被害のおそれがある場合に、水防法第16条に基づき国土交通大臣が発令する警報

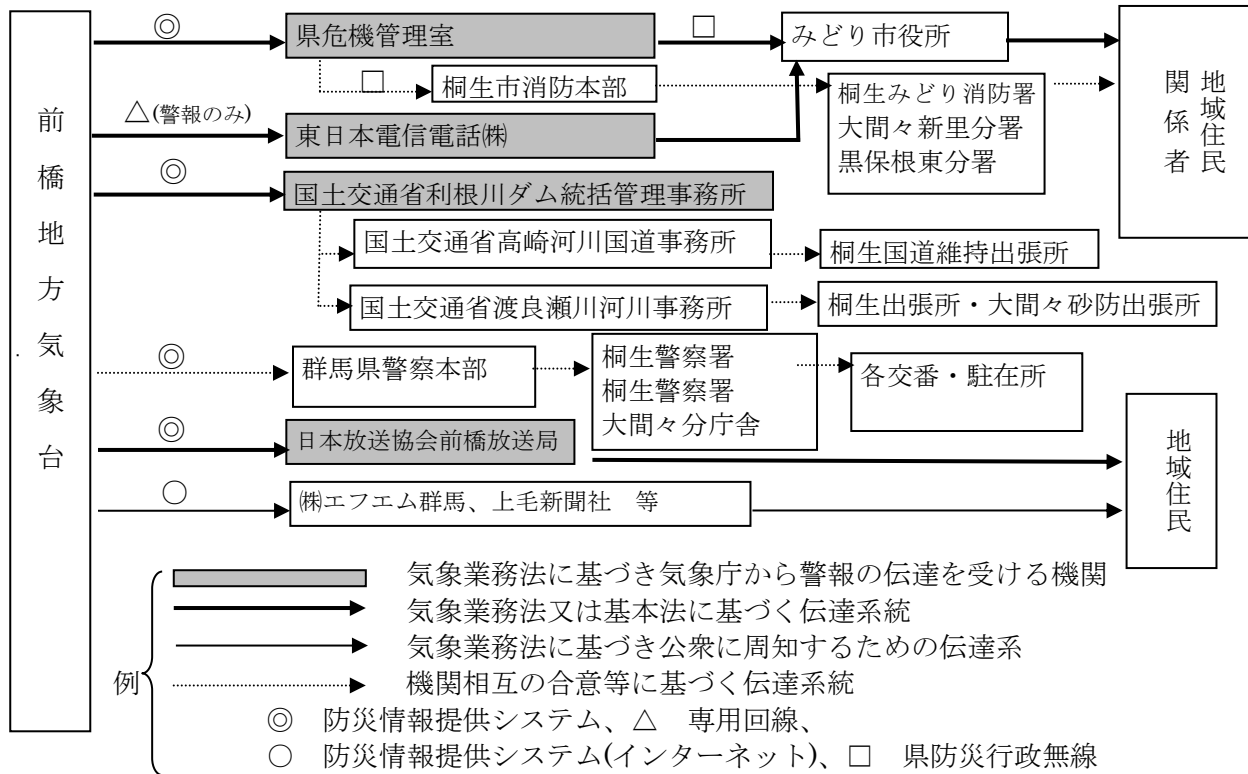
指定河川	基 準 観測点	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水 位	はん濫 危険水位	計画高 水 位
渡良瀬川	高津戸	2.20m	3.30m	4.30m	5.00m	8.54m
発表機関 洪水予報 ・ 前橋地方気象台 ・ 国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所						

水防警報

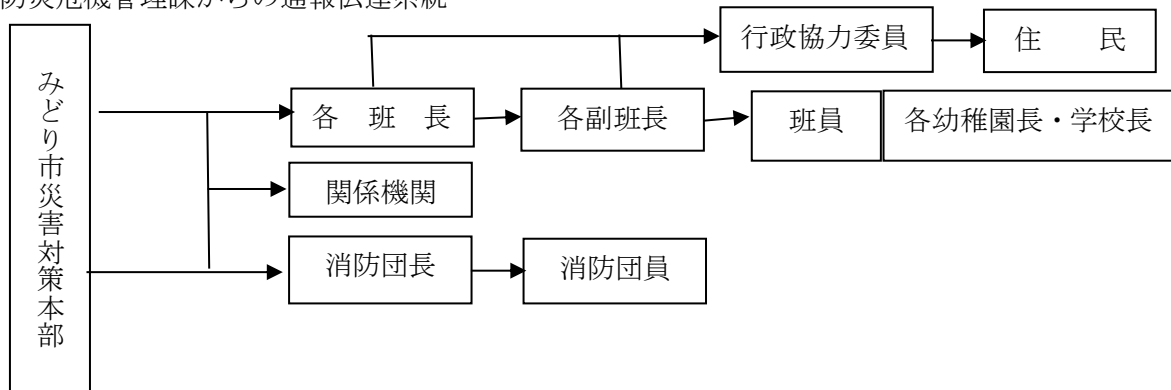
・渡良瀬川河川事務所

3 気象情報の伝達系統

(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段



(2) 防災危機管理課からの通報伝達系統



(3) 警報等の受領及び伝達責任者

- ① 勤務時間内における責任者は、防災危機管理課防災危機管理係長の職にある者とする。
- ② 勤務時間外における措置は、宿日直者とする。
宿日直者は警報等を受領したときは、防災危機管理課防災危機管理係長に直ちに連絡するものとする。

(4) 水防法に基づく伝達系統

(群馬県水防計画の定めるところによる。)

4 住民等への周知方法

市長は警報等の伝達を受け又は火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により住民及び関係機関等に周知徹底を図るとともに次の対策を速やかに実施する。その際、避難行動要支援者に確実に伝達するよう配慮するものとする。

(1) 県及び警察機関等と緊密な連絡を取り、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、的確な気象情報の把

握に努め、その対策に万全を期する。

(2) 県から火災気象情報の伝達を受けたときは、その地域の条件を考慮して火災警報を発する。

なお、火災警報を発したときは、第3章第3項第4節「消火活動計画」の定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(3) 警報等を住民及び関係機関に周知するときは、予想される災害の応急措置に関する措置も併せて徹底するものとする。

(4) 防災関係機関は、市長からの予警報の伝達について、でき得る限り協力するものとする。

(5) 警報等の周知は、おおむね次の方法による。

ア 全国瞬時警報システム (J-ALERT) (公共施設34施設)

イ 防災行政無線

ウ 登録制メール

エ 緊急速報メール、エリアメール

オ 広報車

カ 区長及び自主防災組織代表者への連絡

キ ホームページ等

5 異常現象発見時の手続

災害が発生する異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は次の機関に通報するものとする。

(1) 発見者

直ちに自己又は他人により市長若しくは警察官に通報するものとする。

(2) 市長

前記により異常現象を承知したときは、直ちに次の機関に連絡するものとする。

ア 前橋地方気象台

イ その異常現象に関係ある隣接市町村

ウ 行政事務所、土木事務所の異常現象に関係ある県の出先機関

(3) 異常現象はおおむね次のとおりである。

ア 豪雨、豪雪、暴風、河川の著しい増水

イ 火山関係の異常現象（噴火、降灰、鳴動、噴気、噴煙の顕著な異常変化、湧泉の異常変化等）

ウ 地震

(4) 通報手段

通報は電報又は電話によることを原則とするが、火山関係については文書でもよい。

第2節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

《防災危機管理課》

災害状況及び災害応急対策の情報の収集、又は被害調査、報告の取り扱いは、本節の定めるところによるものとする。

1 災害情報の収集

市長は、基本法第51条の規定に基づき次の災害に関する情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

(1) 風水害時に収集すべき情報

市長が風水害時に収集すべき情報としては、気象情報及び雨量情報、地域の災害危険状況、住民の避難状況、発災状況、被害状況、ライフライン被災状況、復旧に関する情報等とし、これらの情報等は災害の警戒段階、発災段階、復旧過程に応じて適宜収集、伝達するものとする。

ア 警戒段階

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
1 雨量等の 気象情報の 収集	① 予警報の内容、予想される 降雨及び災害の程度 ② 降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ③ ダム・河川・沼等の水位等 ・水位の時間変化 ・水位・流量の時間変化	発表後即時 毎時 毎時 (随時) 随時	・前橋地方気象 台、気象庁アメ ダス雨量デー タ ・市内6箇所雨量 計 ・市職員、消防職 ・団員の警戒員 ・住民	・テレビ、ラジオ ・県防災行政無線 ・市防災行政無線 ・インターネット ・消防用無線 ・電話
2 地域の災 害情報の収 集	ダム・河川・沼等及び災害危険 箇所における発災危険状況 ・河川・沼等の氾濫 ・(いっ水決壊)の予想される 時期、箇所 ・土砂災害の予想される箇所の 発生前兆現象	異常の覚知 後即時	・市職員、消防職 ・団員の警戒員 ・住民	・市防災行政無線 ・消防用無線 ・電話
3 市民情報 の収集	① 警戒段階の避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、 避難場所等) ② 自主避難実施状況	避難場所収 容後	・避難場所管理 者、勤務要員 ・消防職・団員 ・警察職員 ・自治会組織 ・住民	・市防災行政無線 ・消防用無線 ・警察無線 ・電話

イ 発災段階

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
1 発災情報	① 河川・沼等の氾濫状況(い っ水、決壊箇所時期等)浸水 区域浸水高及びその拡大増 水傾向 ② がけ崩れ、地滑り、土砂災 害の発生状況(発生箇所、時 期、種類、規模等) ③ 発災による物的、人的被害 に関する情報特に死者、負傷 者等人的被害及び発災の予 想される事態に関する情報	発災状況の 覚知後即時	被災現場災害 危険箇所等を中 心とする警戒区 域ごと ・市職員 ・消防職・団員 ・警察職員 ・自治会組織 ・住民 ・各公共施設 (避難現場)	・電話 ・市防災行政無線 ・消防用無線 ・警察無線
	④ ライフラインの被災状況 及び応急対策の支障となる 各道路、橋梁、電気水道、電 話通信施設、ガス等の被害状 況	被災後、被 害概況が把 握された後	・各ライフライン 関係機関	・電話 ・市防災行政無線 ・県防災行政無線 ・災害応急復旧用無 線電話
2 市民の避 難状況	・発災段階の避難実施状況(避 難実施区域、避難人数、避難 場所名等)	避難場所収 容の後	・避難場所管理 者 勤務要員 ・消防職・団員 ・警察職員 ・自治会組織 ・住民 ・自主防災組織	・市防災行政無線 ・消防用無線 ・警察無線 ・電話 ・有線放送

ウ 復旧過程

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
1 全体的な被害状況	各地区の所定の様式に基づく物的人的被害の確定値	暴風雨等が一応終息した段階	・市職員	・市防災行政無線 ・電話等
2 市民の避難に関する状況	① 避難場所周辺の状況（再避難等の対策の必要性）、避難住民に必要な措置事項 ② 今回の災害時に開設された避難場所名、収容人数、世帯数、避難を行った住民の地区名、開設、収容時刻、閉鎖の日	避難場所への収容後、事態が収まった段階	・避難場所勤務要員（市職員）	・電話 ・市防災行政無線
3 ライフライン等の復旧の見通し 水道、下水道、電気、電話、ガス等	① 電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 ② 道路、橋梁の破損、復旧状況	豪雨の終息とともに即時着手	・各ライフライン関係機関	・電話 ・消防用無線
4 各関係機関の応急復旧対策の実施状況	① 応急復旧工事等の実施進捗状況 ② 食料、物資等の調べ ③ その他 環境対策情報（大型ごみ、崩壊土砂の改修、防疫			

（2）その他の災害時に収集すべき情報

市長は、その他の災害時においても災害の状況に応じて適宜収集、伝達するものとする。

2 被害等の調査

（1）被害状況等の調査

被害状況等の調査は、関係機関及び団体等の協力、応援を得て行うものとする。

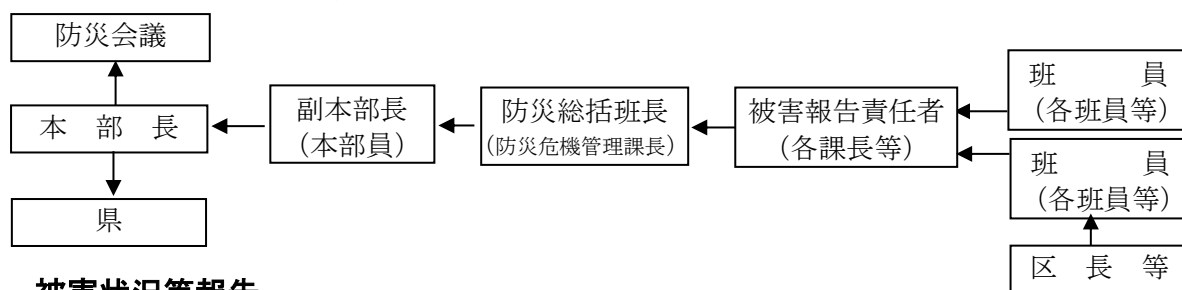
なお、人的被害を最優先事項とし、総力を挙げて迅速に調査するものとする。

（2）被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互と連携を密にし、調査の内容について脱漏や重複などの点に十分留意し、異なった被害状況は調整するものとする。

（3）被災世帯員数等の調査については、現地調査のほか、住民登録と照合する等適確を期するものとする。

（4）教育関係には、史跡、文化財を含むものとする。

3 被害状況等の報告系統



4 被害状況等報告

市における災害情報の報告等は、次による。

（1）基本法及び消防組織法に基づく報告

「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、報告する。

ア 即報の種類(火災・災害等即報要領)

即 報 名	報告の時期	様式
災害概況即報	災害覚知後 30 分以内で可能な限り早く	第 4 号様式(その 1)
被害状況即報	報告事項の判明したものから逐次報告	第 4 号様式(その 2)
〃(確定)	応急対策を終了した後 10 日以内	

- ※ 群馬県に連絡がつかない場合は、直接消防庁に報告
消防庁長官より要請の場合は、第 2 報以降も消防庁に報告

イ 報告基準(報告先)

(ア) 即報基準(県に報告)

1. 一般基準
 - ・災害救助法の適用基準に合致したとき。
 - ・市が災害対策本部を設置したとき。
2. 個別基準
 - ・地震が発生し、市内で震度 4 以上を記録したとき。
 - ・崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたとき。
 - ・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたとき。
 - ・道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたとき。
 - ・火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたとき。
3. 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、社会的影響度が高いと認められる場合

(イ) 直接即報基準(県と消防庁に第 1 報を報告)

地震が発生し、市内で震度 5 強以上を記録した場合(被害の有無を問わない)

ウ 報告方法

(ア) 群馬県へは、群馬県防災行政無線のシステムにより報告

(イ) 消防庁へは、ファックス等により報告(県報告し印字したもの)

(2) 基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係出先機関その他関係機関に連絡する。

【関係資料】資料編 3-1

資料編 3-2

災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

その他関係法令等による報告

5 関係機関等の協力体制

関係機関及び防災上重要な施設の管理者は、被害状況及び報告等について、相互に連絡し協力するものとする。

第 3 節 災害情報伝達計画

《防災危機管理課・総務部》

1 広報活動

社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を速やかに適切に広報するものとする。

(1) 広報窓口

市民に対する広報及び報道機関に対する発表等は、防災危機管理課が担当するものとする。

(2) 広報資料の収集等

市民及び報道機関等に対する広報資料の収集等にあつては、おおむね次により行うものとする。

ア 第 3 章第 2 項第 1 節「防災気象情報伝達計画」及び第 3 章第 2 項第 2 節「災害情報収集及び被害報告取扱計画」等により伝達、報告された災害情報若しくは伝達、報告した災害情報

イ 災害現場等において総務班等が撮影した被害状況等の写真等

ウ 県等関係機関からの災害情報

エ その他災害現場からの災害情報

(3) 警戒段階の広報(おおむね次の事項を伝達するものとする。)

ア 防災気象情報の発令状況

ウ 避難に関すること

- イ 災害危険区域等に関する事 エ その他必要な事項
- (4) 災害直後の広報（おおむね次の事項を伝達するものとする。）
- ア 災害情報及び被害状況 オ 被災者に関する事
- イ 災害時の一般的注意事項 カ 避難に関する事
- ウ 市民及び関係団体等に対する協力要請 キ 交通状況
- エ 市の災害対策活動体制及び活動状況 ク その他必要な事項
- (5) その後の広報（おおむね次の事項を伝達するものとする。）
- ア 災害情報及び被害状況 エ 市一般平常業務の再開状況
- イ 災害対策の活動及び実施状況 オ その他必要な事項
- ウ 市内各種公共施設の被害及び復旧状況
- (6) 市民に対する広報の方法
- 収集した災害情報及び応急対策等の市民に対する情報は、広報内容に応じて次の方法により速やかに行うものとする。
- ア 報道機関に対して、積極的に資料等を提供し、報道機関を通じて行う広報
- イ 広報車による災害の状況、応急処置の実施状況等の広報
- ウ 消防職・団員及び自治会組織等による口頭伝達による広報
- エ 市役所及び市内主要箇所等における掲示による広報
- オ 市発行の広報紙（チラシ、広報臨時号等）による広報
- カ あらゆる広報媒体を利用した広報
- なお、電波による場合は、第3章第2項第4節「通信計画」の定めるところによるものとする。
- (7) 情報提供機関の連携
- 市は、災害情報の広報に当たって、県（広報課ほか）、ライフライン事業者等相互に連絡をとりあうものとする。
- また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。
- (8) 避難行動要支援者への配慮
- 災害情報の広報に当たっては、避難行動要支援者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。
- (9) 報道機関への対応
- 災害時には報道機関が被災地に集中し、活発な情報収集、報道活動を展開するため、市と報道機関との間に問題が生じぬよう次により対応するものとする。
- ア 報道機関に対する情報等の発表は、すべて防災総括班が行うものとし、秘書課長は災害時における広報担当者（発表者）をあらかじめ定め、可能な限り情報を即時に公開する体制を整えておくものとする。
- なお、情報の発表に際しては、大きな広報板又は掲示板を用意し、最新情報の掲示等により、記者個別のニーズに対応するようにする。
- イ 情報の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。
- (10) 報道機関への発表及び依頼事項
- 災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、市民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）及び注意事項については、速報を依頼するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

1 災害防止の事前対策	10 医療救護所の開設状況
2 本部の設置又は閉鎖	11 避難場所等（避難場所の位置、経路等）
3 気象情報及び気象警報の発令又は解除	12 道路障害物、ごみ及びし尿の状況並びに除去の見込み
4 河川、橋梁等土木施設状況	13 衣料、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
5 火災状況（発生箇所、被害状況等）	14 防疫状況と注意事項
6 浸水状況（発生箇所、被害状況等）	15 市民の心得等民心の安全及び社会秩序保持のための必要事項
7 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）	16 その他必要と認める事項
8 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）	
9 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）	

- (11) 広報の記録
- 市における災害広報の記録は、防災危機管理課において整理、保管するものとする。

2 広聴活動

必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

3 広報・広聴体制

市における広報・広聴体制は、次表のとおりとする。

	広報活動	広聴活動
政策企画部長 企画課 地域創生課 秘書課	1 広報活動の総合調整 2 プレスセンターの設置。記者会見・記者発表の設営 3 放送・報道機関への資料提供（災害対策本部が設置された場合）	1 広聴活動の総合調整 2 総合相談窓口の設置
総務部長兼危機管理監 防災危機管理課	総合的な災害情報に係る 1 広報資料の作成。記者会見・記者発表の実施 2 放送・報道機関への資料提供（災害対策本部が設置されない場合）	1 総合的な広報事案の処理
庁内各課	各分掌事務に関する災害情報に係る 1 広報資料の作成。記者会見・記者発表の資料作成 2 防災総括班への資料提供	1 専門相談窓口の設置 2 専門的な広聴事案の処理

報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

第4節 通信計画

《防災危機管理課》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における防災気象情報の伝達、災害情報の収集その他災害応急処置等の通信は、本節の定めるところによるものとする。

1 基本方針

防災関係機関は、気象注意報・警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等の迅速かつ円滑な実施を図るため、通信の確保に努めるものとする。

(1) 通信施設の複数化

防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、サブセンターの設置防災行政無線の複数系統化等、代替通信施設の整備に努めるものとする。

(2) パソコンネットワークシステムの構築

県内の防災関係機関を結ぶ県パソコンネットワークシステムに協力し、情報管理の一元化に努める。

2 県防災行政無線による通信

市及び消防機関は、防災気象情報の伝達、災害情報の収集、その他災害応急措置等を迅速かつ円滑に実施するため、県防災行政無線の通信の確保に努めるものとする。

(1) 県防災行政無線による通信

防災事務を目的とした県防災行政無線による通信を活用した、災害時における防災関係機関の通信に協力するため、市及び消防機関は「防災行政無線運営要綱」及び「群馬県地域防災計画」の定めるところにより適切な運用を図るものとする。

3 災害時緊急電話等による通信

市が、災害時において防災関係機関相互との情報連絡を円滑に行うため、災害時優先電話、さらに一般加入電話の「緊急扱い電話」又は「非常扱い通話」により通信の確保を図るものとする。

【関係資料】資料編4-3 災害時優先電話一覧

4 非常用無線電話による通信

災害により有線が途絶し、電話による通話が不可能になったときは非常用無線電話により市本部と県本部間の連絡用として通信の確保を図るものとする。

5 アマチュア無線による通信

市は管内のアマチュア無線クラブに対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとにその活用を図るとともに、可能な支援を行うよう努める。

6 すべての通信が途絶した場合の措置

災害によりすべての通信が途絶した場合の通信は、次により措置するものとする。

(1) 市における措置

市長は、通信が途絶した地域に通信を確保する必要があると認めるときは、車載防災行政無線を災害の現地に派遣して、通信の確保を図るものとする。

(2) NTTにおける措置

広域災害時に備え、衛星通信（衛星通信移動車）の確保を依頼し、通信体制の確保を図るものとする。

【関係資料】資料編 4－4 群馬県地方通信ルート

第3項 防災活動計画

第1節 応急措置に関する計画

《防災危機管理課》

市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときの応急措置に関する取扱いは、本計画に定めるところによる。

1 市長の応急措置

市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置（消防、水防、救助その他必要な措置）を速やかに実施するものとする。（基本法第 62 条第 1 項）

2 出動命令等

市長は、市の地域に災害が発生するおそれがあるときは、消防機関に出動を命令するものとする。また警察官等の出動については状況に応じ警察署長に要請するものとする。（基本法第 58 条）

3 事前措置

市長は、防災上事前措置が必要と認めるときは、設備、物件の除去又は保安等について必要な措置をとるものとする。（基本法第 59 条、水防法第 9 条、消防法第 5 条、屋外広告物法第 7 条）

4 避難の指示

(1) 市長は、防災上必要と認めるときは、災害地の住居者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示するものとする。（基本法第 60 条、水防法第 29 条）

ただし、水防については水防法に定めるところによる。

(2) 警察官は、(1) の避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、災害地の住居者、滞在者、その他の者に対して避難のための立退きを指示するものとする。（基本法第 61 条）

5 警戒区域の設定

(1) 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人命に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を定めるものとする。

ただし、水防、消防については、水防法、消防法に定めるところによる。

(2) 市長は、市長の職権を行使する災害応急措置を講ずる吏員をあらかじめ指名し、これを警察署長等の関係機関に通知しておかなければならない。

6 工作物の使用等

市長は、災害応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは基本法第 64 条の規定により工作物の使用、収用、除去、保管等の措置をとるものとする。

7 従事命令

(1) 強制従事、命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は次に掲げるとおりである。

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職・団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 消防機関の長
災害救助作業（災害救助法適用救助）	従事命令	災害救助法第 7 条	県知事
	協力命令	災害救助法第 8 条	
災害応急対策作業（除災害救助）	従事命令	基本法第 71 条	県知事
	協力命令		
災害応急対策作業（全 般）	従事命令	基本法第 65 条第 1 項	市長
災害応急対策作業（全 般）	従事命令	基本法第 65 条第 2 項	警察官
災害応急対策作業（全 般）	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官

(2) 強制命令の対象者

強制命令の対象者は、次に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	市の区域内の住民又は水防作業の現場にある者
災害救助その他の作業 （災害救助法、基本法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 地方鉄道業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者
災害救助その他の作業 （知事の協力命令）	救助に要する者及びその近隣の者
災害対策全般（基本法による市町村長、警察官の従事命令）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般（警職法）	その場所に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令、収用命令を発する場合においては公用令書を交付して行うものとする。

なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

(4) 損失補償

市長は、工作物の使用、収用等の処分が行われたため生じた損失について補償の請求があったときは補償するものとする。

(5) 損害補償

市長は、市長又は警察官が業務従事命令及び警戒区域の設定のため、市の区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合、その者がそのために死亡し、負傷し、若しくは廃疾となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に群馬県市町村総合事務組合規約に定めるところによりその損害を補償するものとする。

8 市の委員会等の応急措置

市の委員会、委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしているとき

は、市長の所轄の下にその所轄事務若しくは所轄事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力するものとする。

第2節 救助・救急活動計画

《防災危機管理課・消防班・消防機関》

1 実施機関

救出は、災害のため生命、身体の危険が緊急かつ急迫した場合であるから、基本法、その他の法令により、災害応急対策の実施責任者はもちろん災害の現場にある者は救出を実施しなければならない。

市長は、災害応急対策の第1次的実施責任者として、救出の必要が生じたときは速やかに状況に応じた救出を行うものとする。

2 関係機関との連携

市は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、消防機関、警察機関、自衛隊及び県と情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置して活動の円滑化を図るものとする。

【参照】第3章 第1項 第7節 災害対策連絡調整計画

3 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

4 災害救助法の適用

(1) 災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

ア 市内の80以上の世帯の住家が滅失した場合。

イ 群馬県の区域内において、2,000以上の世帯の住家が滅失した場合であって、市内の40以上の世帯の住家が滅失した場合。

ウ 群馬県の区域内において、9,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

(2) 災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

ア 収容施設（避難所及び応急仮設住宅）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 災害救助は知事（危機管理室）が実施し、市長は、これを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市長が行うこととすることができる。

(4) 救助の程度、方法及び期間は、資料編「災害救助基準」のとおりである。

【関係資料】資料編8-1 災害救助基準

第3節 医療活動計画

《保健福祉部》

災害のため、その地域の医療の機能がなくなり、また著しく不足し、若しくは機能が混乱した場合における医療及び助産の実施は、群馬県地域防災計画に定めるほか、この計画によるものとする。

1 救護の実施機関

災害救助法が適用された場合における医療（助産含む）については、市長の要請に基づき、知事が救護班を現地に派遣して実施する。

ただし、災害救助法が適用されない小災害の場合にあっては、市長が実施する。

2 被災地域内の医療機関による医療活動

被災地域内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県（消防保安課）に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

3 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 市は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。
- (2) 市は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 救護班を編成した場合は、その旨を県（医務課）に連絡するものとする。

4 後方医療活動の要請

市又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が地震等による被害のため、十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県（医務課）に求めるものとする。

5 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関又は救護所の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市又は県（薬務課）に手配を要請するものとする。
- (2) 市又は県（薬務課）は、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡し、医療機関への供給を要請するものとする。

6 費用の負担

救護のため要した費用（災害救助法が適用された場合は除く。）は、市が負担するものとする。

【関係資料】資料編 7－3－3 ヘリポート適地一覧表
資料編 8－1 災害救助基準

第4節 消火活動計画

《消防班・消防機関》

1 被災地内の消防機関及び住民等による消火活動

- (1) 住民及び自主防災組織による消火活動
災害によっては、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防団及び消防機関に協力するものとする。
- (2) 企業による消火活動
企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。
なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。
- (3) 消防機関による消火活動
ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等

の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求するものとする。

エ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

第5節 水防活動計画

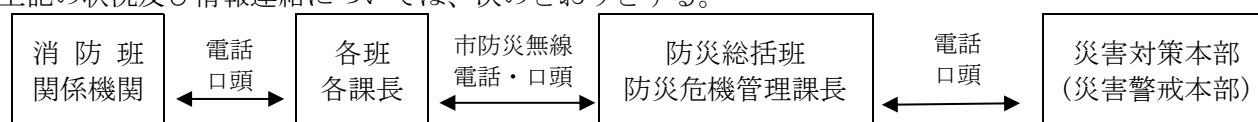
《防災危機管理課・産業観光部・土地改良区》

1 情報連絡

- (1) 防災気象情報の伝達
- (2) 配備状況
- (3) 出水及びダム・調整池の状況
- (4) 農業用水流量及び沼水位の状況
- (5) その他重要と認める情報

2 連絡方法及び連絡責任者

上記の状況及び情報連絡については、次のとおりとする。



3 水防団員

水害のあった場合は、消防団員が水防団員になり、計画作業に従事する。

4 地域住民への周知

地域住民への周知徹底は、次による。

- ・ サイレン、掲示板等による方法
- ・ 広報車による方法
- ・ 防災行政無線による方法
- ・ 行政自治委員組織により周知する方法
- ・ ラジオ放送、テレビ放送による方法

5 その他

具体的計画については、群馬県水防計画に準ずる。

【関係資料】資料編2-12 みどり市内水防重要箇所

第6節 林野火災活動計画

《防災危機管理課・産業観光部・消防班・消防機関》

大規模な林野火災時における応急対策は、本節の定めるところによるものとする。

1 市の措置

市長は、消防機関等のみでは消火が困難と認めたときは、火災状況を勘案のうえ、自衛隊の派遣要請を県に依頼するものとする。

なお、自衛隊の派遣要請は、第3章第1項第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによるものとする。

2 消防本部の措置

- (1) 関係機関への通報

消防長は、市の区域内に林野火災が発生した場合は、速やかに県（消防保安課）及び桐生森林事務所に火災状況の通報を行うものとする。

- (2) 他の消防機関への応援要請

消防長は、当該消防職・団員のみでは消火が困難と判断したときは、火災状況を勘案したうえで、第3章第1項第4節「相互応援対策計画」の定めるところにより、他の消防機関への応援の要請を行うものとする。

(3) 防御活動等の措置

消防長は、消火活動に当たっては、次の事項を十分検討して最善の措置をとるものとする。

なお、林野火災はその発生場所、風向及び地形等の現地の状況によって延焼方向などが常に変化するため、隊員の安全を最優先として現場の状況に即した臨機応変の措置をとるものとする。

- ア 出動部隊の出動順路と防御担当区域
- イ 携行する消火資機材及びその他の器具
- ウ 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- エ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- オ 応急防火線の設定
- カ ヘリポートの設定
- キ その他必要事項

3 消火資機材の整備

市及び消防本部は、林野火災の防御に必要な資機材の備蓄整備に努めるものとする。

(1) 空中消火に必要な資機材（県管理）

空中消火に必要な資機材は、県が所有しており、県内8の消防本部に分散配置している。

(2) 地上消火に必要な資機材（消防本部保有）

第7節 交通応急対策活動計画

《防災危機管理課・都市建設部》

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められたとき、若しくは、災害時における交通確保のため必要があると認められたときの通行禁止及び制限等は、本項の定めるところによるものとする。

1 交通の規制

(1) 市長は、災害時において市管理の道路施設の破損等により交通に支障があるときは、交通支障箇所における通行禁止又は制限の措置をするものとする。

ア 暴風、大雨、大雪等による気象及び火山爆発等における道路上の事故を未然に防止するため、必要により交通規制に努めるものとする。

イ 市道について破損、決壊、その他の理由により運行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、道路標識及び表示板を設置し、交通の安全を図るものとする。

(2) 市長は、県公安委員会、警察署長、警察官及び消防吏員による交通規制、通行禁止又は制限の措置がとられたときは、住民等一般に周知するよう努めるものとする。

2 緊急交通路の確保

市長は、基本法第76条の規定に基づく緊急交通路にあつては、緊急車両等の優先走行を確保するとともに、緊急物資等の緊急性選別を行い、緊急物資拠点集積場所等への円滑な交通を確保するものとする。

3 交通指導員による交通整理

市長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

【関係資料】 資料編7-3-1 県における緊急輸送道路指定路線一覧表（市関係抜粋）

第8節 障害物除去活動計画

《市民部・都市建設部》

災害に際して土砂、竹木等の障害物を除去し、交通路を確保して必要物資の輸送を円滑ならしめるほか、貯水等の流出による被害の軽減と、り災者の保護を図るものとする。

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施機関

障害物の除去は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行

うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、市が行うものとする。

(2) 除去基準

災害救助法における障害物の除去基準は、同法及びその運用方針によるが、次の基準に該当するものを早急に調査の上実施する。

障害物除去の対象者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (イ) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないものであること。
- (エ) 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

2 道路関係障害物の除去

道路における障害物の除去は、道路法並びに道路交通法に定めるところにより、それぞれ道路管理者、警察署長又は警察官が自力又は作業員、技術者及び建設業者を動員して除去を実施するものとする。

警察官は、緊急輸送道路における緊急輸送車両の円滑な運行を確保するために必要があるときは、基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。また、命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手が現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとるものとする。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

3 河川関係障害物の除去

市長、消防団長は、水防のため緊急の必要があるとき、自力又は人夫、技術者を動員して水防の現場において工作物その他の障害物の除去を実施する。

4 集積場所

原則として、工作物等又は障害物は次の場所に集積するものとし、工作物等は当該工作物が設置されていた場所を管轄する警察署長が保管するものとする。

- (1) 状況により一時的に交通の障害にならぬ場所
- (2) 市有空地
- (3) その他適当な場所

第9節 輸送活動計画

《防災危機管理課》

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、緊急輸送を行う必要がある。

1 緊急輸送活動の基本方針

(1) 輸送に当たっての配慮事項

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の優先順位

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ウ 第3段階
 - (ア) ア、イの続行
 - (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
 - (ウ) 生活必需品

2 実施担当機関

災害輸送は、その応急対策を実施する課が行うものとする。
ただし、各課において調達できないときには、防災危機管理課が調達を援助するものとする。

3 災害輸送の種別

災害輸送は、次のうち最も適切な方法により実施する。

- ア 貨物自動車 乗合自動車等
- イ 鉄道
- ウ ヘリコプター等

4 輸送力の確保

- (1) 災害輸送のため、自動車等の輸送力の確保はおおむね次の方法による。
 - ア 市及び災害応急対策実施機関所有の車両等
 - イ 公共団体等の車両等
 - ウ 営業用自動車等
 - エ その他自家用車両等
- (2) 緊急交通路の確保及び救援物資広域集積場所の確保
 - 市は、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保及び迂回路の設定に努める。
 - また、救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動等現場活動が円滑に行われるようにするため、救援物資広域集積場所の設置に努める。
 - 加えて、民間事業者の管理する施設等で、輸送拠点として利用可能な施設を把握しておく。
 - 救援物資広域集積場所の設置に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。
 - イ 大量の物資を集積するのに適した施設であること。
 - ウ 多数の緊急輸送車両の輸送が可能な場所であること。
- (3) 鉄道等による輸送
 - 災害輸送に際し、必要があるとき市は、地方鉄道事業者に協力を要請するものとする。
- (4) 臨時ヘリポートの整備
 - 市はヘリコプターによる応援、救援物資輸送等のため、避難場所と競合しない臨時ヘリポートの整備に努めるものとする。

5 調達方法

- (1) 自動車等の調達は原則として市有車により、不足するときは他の車両による。
- (2) 一時に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示のうえ、防災総括班に調達を依頼する。
 - ア 輸送区間又は借上期間
 - イ 輸送量又は台数
 - ウ その他

6 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げ費用は、県又は市の地域における通常の料金とする。
- (2) 自家用自動車等の借上げは、借上げ謝金として輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定めるものとする。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、別に定めのあるものを除き、原則として無料又は燃料負担程度の費用とする。

7 市有自動車の緊急通行車両の事前届出

基本法第 76 条第 1 項又は大規模地震災害特別措置法第 24 条の規定により、県公安委員会が区間又は区域を定めて緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限することがある場合において、市が実施する災害対策事業を円滑に遂行するために必要な市有自動車を災害時においても使用できるよう、市長は市有自動車を事前に緊急通行車両として必要な届出等を行っておくものとする。

8 緊急物資等の円滑な輸送、供給支援

生活必需品の調達及び輸送は、災害対策本部において行う。なお、地域内において対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化すること、男女間のニーズの違い、食品アレルギーを考慮するなどを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

さらに、被災者の中でも、孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

【関係資料】 資料編 7-3-2 輸送拠点一覧表
資料編 7-3-3 ヘリポート適地一覧

第 10 節 避難誘導計画

＜防災危機管理課・市民部・保健福祉部＞

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達、誘導等を実施することにより居住者等の生命、身体等を災害から保護するため、被災者を速やかに避難誘導する必要がある。

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

- (1) 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行うものとする。
- (2) 市長のほか法令に基づき避難勧告又は避難指示（緊急）を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難勧告又は避難指示（緊急）を行うものとする。
- (3) 市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。
- (4) 市長は、避難勧告又は避難指示（緊急）に関する事項について、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、助言を求めることができる。

助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

- (5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

	発 令 者	措 置	発令する場合（判断基準）
避難準備・高齢者等避難開始	市長 (基本法第 56 条)	避難行動要支援者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 (土砂災害警戒情報が発表された場合)
避難勧告	市長又は知事 (基本法第 60 条)	立退きの勧告及び立退き先の指示 屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 市長又は知事がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 (土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合)

(緊急) 避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示 屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、既に避難勧告が発令されているとき。 市長又は知事がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 (土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合)
	警察官 (基本法第 61 条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第 4 条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

(6) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先(屋内安全確保を含む)
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等)

(7) 避難勧告又は避難指示(緊急)は、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(8) 市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を行ったときは、その内容を速やかに県(行政事務所を経由して危機管理室)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

2 避難誘導

市は、消防機関及び警察機関と相互に連携し、次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。ただし、屋外での異動が危険な場合は、屋内の上階に避難(垂直避難)するなど、屋内での退避等の安全確保措置を指示する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 避難行動要支援者への配慮

市等は、避難行動要支援者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

- (1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため時に必要があると認めるときは、市長は、基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

- (2) 市から関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（行政事務所を経由して危機管理室、又は直接危機管理室）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

【関係資料】資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所（※）及び広域避難場所一覧

※指定待避所 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の避難所を待避所として別に指定する。

第 11 節 避難収容活動計画

《防災危機管理課・市民部・保健福祉部》

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合等、市民を安全な場所に避難させ、良好な避難生活を図る必要がある。

1 避難所の収容対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住居が全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
 - イ 自己の住宅には直接被害はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (2) 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合
 - イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)は発せられないが、緊急に避難することが必要である者
- (3) 市内等に観光又は仕事で来ており、災害により帰宅が困難となった者
- (4) その他避難が必要と認められる場合

2 避難所の開設

- (1) 避難所の開設
あらかじめ指定した避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設するものとする。
- (2) 避難所開設の報告
避難所を開設したときは、開設の状況を避難所状況(開設・閉鎖)報告書で速やかに県（行政事務所を経由して危機管理室、又は直接危機管理室）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。
 - ア 開設の日時、場所
 - イ 箇所数及び収容人数
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ 避難対象地区名
- (3) 避難所管理責任者の配置
避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する避難所管理責任者を配置するものとする。

3 避難者の受入れ

- (1) 避難所管理責任者は、避難地域の避難者を収容するとともに、他地区より避難してきた避難者についても収容するものとする。
- (2) 避難所管理責任者は、避難者の収容をしたときは、直ちに避難者名簿を作成するものとする。
- (3) 避難所管理責任者は、避難者の収容に当たり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容能力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを収容する。
- (4) 避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請等により必要な施設の確保を図るものとする。
- (5) 東日本大震災における県境を越えた広域避難者の受け入れを踏まえ、本市においても県と調整のうえ、広域避難者の受入れ施設の選定、開設ができる態勢を整備する。

4 避難所の運営・管理

- (1) 市は、避難所内の円滑な運営を行うため、避難生活が長期に渡ることが予想される場合には、運営委員会の設置を推進するものとする。
運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能な場合は、市職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て避難所の開設、運営を行うこととする。この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図ることとする。

- また、避難所での緊急事態に対応するためガードマン等の配置を検討するものとする。
- (2) 避難所の管理者及び施設の管理者は、住民、自主防災組織及び赤十字奉仕団等ボランティアの協力を得て、避難所の管理をするものとする。
 - (3) 避難所管理責任者は、避難所状況報告書により収容状況を災害対策本部に報告する。また、「避難所別避難者一覧表」を作成するものとする。
 - (4) 避難所管理責任者は、次の事項が発生したときは、直ちに災害対策本部に報告する。
 - ア 被災者の収容を開始したとき。
 - イ 収容者全部が退出又は転出したとき。
 - ウ 収容者が死亡したとき。
 - エ 避難所に悪疫が発生したとき。
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。
 - (5) 市は、避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者心得の掲示等を行うものとする。
 - (6) 学校は、児童・生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが災害初期において教員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、学校職員が学校長の指示を受け必要に応じて避難所の支援業務を行うものとする。
 - (7) 常に災害対策本部と情報交換を行い、応急対策の実施状況・予定等、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努めるものとする。
 - (8) 避難生活が長期化する場合、関係各部は協議のうえ、仮設トイレや公衆電話の設置等避難生活の環境整備に努める。また、高齢者や障がいを持つ人の介護や更衣・授乳等のための設備、スペースについて配慮する。なお、要介護高齢者や障がい者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への二次的避難についても対応するものとする。

5 良好な生活環境の確保

- (1) 市は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。
 - ア 収容する避難者の人数は当該避難場所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難場所と調整し適切な収容人数の確保に努める。
 - イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置又は救護班を派遣する。
 - ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
 - エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し秩序ある生活を保持する。
 - オ 水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。
 - カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
 - キ 防災拠点となる避難所については、停電時の電力確保等の施設整備に努める。
- (2) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

6 避難行動要支援者への配慮

避難所の運営に当たっては、避難行動要支援者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、外国人に対しては、避難所内情報掲示板の外国語表記、語学ボランティアの派遣を行い、各相談窓口を開設するものとする。

7 在宅被災者への配慮

ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

8 避難所生活での男女間のニーズの違いへの配慮

避難所の運営に当たっては、次により男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

- ・避難所運営担当職員に女性を配置する。
- ・避難所運営に女性の参画を進める。
- ・避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- ・プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

- ・関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

9 救助機関職員等への惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

10 県域を越えた広域医療搬送

市は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、広域搬送拠点として使用することが適当な、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくことなど、広域的な救急医療体制の整備に努める。

また、広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

【関係資料】資料編 7-1-1 指定避難所、指定待避所及び広域避難場所一覧

資料編 7-1-3 避難所状況（開設・閉鎖）報告書

資料編 7-1-5 避難所別避難者一覧表

資料編 7-1-6 要配慮者利用施設一覧

第 12 節 応急仮設住宅計画

《防災危機管理課・都市建設部》

応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第 1 歩を用意する必要がある。

1 応急仮設住宅等の提供

- (1) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅は、災害発生の日から 1 ケ月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

3 住宅の応急復旧活動

必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

4 賃貸住宅のあっせん

公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

5 民間賃貸住宅等も含めた多様な避難場所の確保

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

6 避難行動要支援者への配慮

応急仮設住宅等の提供に当たっては、避難行動要支援者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとと

もに、避難行動要支援者の優先的入居に配慮するものとする。

7 被災者等への「こころのケア」対策の充実

市は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

【関係資料】資料編 7－1－7 応急仮設住宅建設予定地

第 13 節 食料供給・給水活動計画

≪防災危機管理課・産業観光部・都市建設部≫

1 実施責任者

市は、避難所及び被災地において被災者及び災害応急現地従事者が必要としている食料・飲料水の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。必要量の確保と供給ができない場合は、県又は相互応援協定締結市町村などに対し応援を要請するものとする。

2 応急食料の供給を行う場合

- (1) 被災者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合
- (2) 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止活動等に従事する者に対して供給を行う場合

3 食料等の備蓄

- (1) 市民は、自らの生命は自らで守るとの基本的精神のもとに、最低 3 日分、推奨 1 週間分の非常食料等を家庭内に備蓄するよう励行する。
- (2) 市は、発災時の被害想定、市民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後 3 日間は、県及び相互応援協定締結市町村などの援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従業員等に食料等が供給できるよう備蓄に努めるものとする。
また、相互応援協定締結市町村等と連携し、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担して行うなど、効率的、合理的備蓄に配慮するものとする。

4 食料供給品目

- (1) 食品の供給は、被災者等が直ちに食することができるものとする。
- (2) 供給品目は、米穀、乾パン又は麦製品及び副食品とする。

5 食料供給数量

供給数量は、知事又は市長が必要と認める受給者数及び期日の日数に次に掲げる基準量を乗じて得た数量とする。

なお、乾パン及び麦製品の精米換算率は、100%とする。

- (1) 炊き出し用として供給する場合 1 人 1 食当たり 200g
- (2) 通常の供給機関を通じないで供給する場合 1 人 1 食当たり 400g
- (3) 救助作業用として給食する場合 1 人 1 食当たり 300g

6 災害救助法による給水量

1 人 1 日 3 リットル程度は最小限確保する。

7 食料の調達

- (1) 市は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。

8 供給の方法

- (1) 避難所に収容された者
調達した食料等をあらかじめ避難所ごとに指定された責任者を通じて供給する。
- (2) 被災者に対するもの
調達した食料等を直接供給するほか、小売販売業者又は取扱者を指定して行う。
- (3) その他災害対策要員に対するもの
(1) に準じて行う。
- (4) 配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊き出しによる米飯を配給できるように努める。
 - イ 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。
 - ウ 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
 - エ 避難行動要支援者への優先的な配給に努める。

9 炊き出しの場所、方法等

- (1) 炊き出し場所
指定された炊き出し場所で行う。ただし、災害等の状況に応じては、避難施設において行う。

場 所	所 在 地	電 話	備 考
笠懸小学校調理室	笠懸町鹿 346	76—2100	
笠懸東小学校調理室	笠懸町阿左美 1010	76—6167	
笠懸北小学校調理室	笠懸町阿左美 3730	76—6833	
笠懸中学校調理室	笠懸町鹿 362	76—2011	
笠懸南中学校調理室	笠懸町阿左美 829	76—6211	
笠懸公民館調理室	笠懸町阿左美 1581-1	76—2211	
大間々学校給食センター	大間々町大間々 519	46—9491	
大間々老人憩の家	大間々町桐原 1251-1	72—1620	
いきいきセンター	大間々町大間々 1378	72—1765	
東公民館調理室	東町花輪 205-1	97—2721	

必要に応じて各区公民館・集会所でも行う。

- (2) 炊き出しの方法
婦人消防隊、自治会等の団体の協力を得て行うものとする。

10 期間

炊き出し、その他による食料等の供給を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

11 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、次により速やかに行い、供給の確保を図るものとする。

- (1) 地震により配水管が破裂した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最少限度にとどめ、要員を非常招集して復旧する。
- (2) 火災の場合の被害は、主として各家庭の給水立ち上がり等が被害を受けるので、作業員に出動を要請し、漏水を止めるとともに臨時給水栓を設置する。
- (3) 水害等により、災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは要員を待機させるとともに、器具資材等を整備して施設の損壊、漏水等を速やかに復旧するものとする。
- (4) 水害及び地震等の災害により、甚大なる被害を受け、井戸の汚染による使用不能又は、水道施設等の復旧に相当の期間がかかると認められるときは、近接市町村又は、自衛隊に給水の応援を要請するものとする。

【関係資料】資料編 7－2－1 市内備蓄品一覧

第 14 節 生活必需品等物資供給活動計画

《産業観光部》

1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品等の供給又は、貸与については、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合における被災者に対する衣料、生活必需品等の供給、物資の確保及び輸送は知事が行い、被災者に対する供給は、知事の補助機関として市長が実施する。

2 需要量の把握及び配給計画の樹立

避難所及び被災地において被災者が必要としている生活必需品等の需要量を把握し、供給場所及び供給量について計画を立てるものとする。

3 物質の供給又は、貸与の対象者

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は、床上浸水した者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需品がないために、直ちに日常生活を営むことが困難な者

4 生活必需品の調達

- (1) 自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援要請
 - オ 義援物資の募集
- (2) 生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。
 - ア 被服、寝具及び身のまわり品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用品
 - エ 光熱材料

5 物資の供給

- (1) 平等かつ効率的な供給に努めるものとし、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。
- (2) 供給漏れが生じないよう、供給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (3) 避難行動要支援者への優先的な供給に努める。

6 供給又は貸与の期間

衣料、生活必需品等を供給又は、貸与する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

第 15 節 保健衛生活動計画

《市民部・保健福祉部》

避難所を中心とした被災者の健康保持のためメンタルケア対策等必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。

1 被災者の健康の確保

- (1) 被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に保健師、精神科医師又は精神カウンセラーを派遣する巡回健康相談等を実施するものとする。
- (2) 災害時に発生する心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図る等長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを被災地域に設置するものとする。
- (3) 巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県（桐生保健福祉事務所）に応援を要請するも

のとし、当該要請に対し、県（桐生保健福祉事務所）は保健師等の派遣を行うものとする。

- (4) 健康相談等の実施に当たっては、避難行動要支援者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。

2 食品衛生の確保

食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

3 生活ごみの適正処理

- (1) ごみ処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、生活ごみの円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 市内で生活ごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

第 16 節 し尿・ごみ処理計画

《市民部・保健福祉部》

1 実施責任者

市は、被災地におけるごみ、し尿及びがれき等の実態を県に報告し、県の指導により、収集処分を行う。被害が甚大で市において処理が困難なときは、県（東部環境事務所）に対し関係機関、近隣市町村、場合によっては県外からの応援体制を求める等、必要な措置を要請するものとする。

2 トイレ対策

- (1) 既設トイレの利用
- ア 災害後の断水等が発生した場合において、各家庭や事業所、避難所等では、施設内の既設トイレに被害がない場合は、その使用を最優先するものとする。
- イ 各家庭や事業所、公的施設の管理者は、既設トイレを利用するため水道水の代わりに生活用水確保に努めるものとする。
- ウ 近隣住民は、協力して河川、学校プール水の利用を図り、また周辺の家庭や事業所等が保有する井戸、タンク等の利用を図るものとする。
- エ 市民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力住民に開放するものとする。
- オ 市は、災害直後の被災者への飲料水の供給に続き、速やかに生活用水の供給を実施するものとする。トイレ用生活水の供給に当たっては、避難施設等の被災状況を勘案し、生活用水の供給により既設トイレが使用可能となる施設に随時供給するものとする。
- (2) 仮設トイレの調達
- 建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達するものとし、非常用トイレの備蓄にも努めるものとする。
- (3) 仮設トイレの配置
- 既設トイレ等の使用が不可能な避難施設、地域に対して、計画的に仮設トイレの配置を行うものとする。
- ア 市は、避難施設の避難者の状況及び水洗トイレ等の使用可能状況、下水道施設の復旧状況を調査し、仮設トイレの場所、機種、基数(100人に1基を目途)等について、配置計画を策定し、使用に必要な設備、物品及び薬剤等も含め配置するものとする。
- イ 仮設トイレの使用について、掲示やチラシ等により周知を図るものとし、避難者の協力を得て清掃管理を行うものとする。
- (4) し尿処理業者との連絡調整
- 処理にあたり、業者との連絡調整を密にし、処理能力等から県及び近隣自治体への応援要請を行うか判断するものとする。

3 し尿処理対策

- (1) 市は、被害状況や避難施設の状況を勘案し、し尿処理計画を策定するものとする。
- ア 収集ルート決定
- イ 処分方法及び処分場所決定
- (2) し尿収集作業の実施に当たり、職員、機材等に不足が生じる場合には、災害応援協定を締結している市

町村や関係業界等へ応援を要請するものとする。

(3) し尿の処理に当たっては、処理施設、し尿貯留場やマンホール等状況に応じ処理するものとする。

4 ごみ処理対策

(1) ごみ処理の初期は、次の対応をするものとする。

ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量の把握

イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みの把握

(2) ごみ処理活動は、次のとおりとする。

ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(3) 市内で生活ごみを処理しきれない場合は、県（東部環境事務所）に応援を要請するものとする。

5 廃棄物(がれき)処理対策

(1) 災害廃棄物については、り災証明書発行に基づく被災家屋の棟数を把握するとともに、解体申請書類を固定資産評価証明等と照合し、受付を行うものとする。

(2) 受け付けた物件については、近隣住人に確認のうえ、優先順位をつけ発注名簿を作成するものとする。

(3) 解体は、市発注による公費解体を原則とし、解体作業を実施するものとする。

(4) 災害廃棄物の発生量を把握したうえで、ストックヤードに積み置きし、処理又は処分の方法を検討するものとする。

(5) 災害廃棄物は、市域内での処理を原則とするが、必要に応じ、市外での処理も検討するものとする。

6 報告

災害時に清掃応急対策を行ったときは、群馬県地域防災計画に定める様式により東部環境事務所を経由して県に報告するものとする。

【関係資料】 資料編 3-2-5 清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告

資料編 7-4-1 市関係清掃施設一覧表

第17節 防疫活動計画

《市民部・保健福祉部・産業観光部》

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 防疫活動

(1) 県（桐生保健福祉事務所）の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ウ 避難所等の衛生保持

エ 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

(2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。

(3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県（桐生保健福祉事務所）に協力を要請する。

(4) その他、県（桐生保健福祉事務所）の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

(5) 市は避難所を開設した場合、必要な防疫措置を講ずるものとする。

(6) 災害時における防疫に関する報告は、群馬県地域防災計画によるほか、群馬県災害防疫対策実施要綱に基づき遅滞なく実施するものとする。

2 動物の保護・収容

市及び防災関係者は、災害発生時において、市民により飼養(家畜を含む)されている動物に対して次の対策を行うものとする。

(1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。

(2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。

- (3) 仮設救護センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、警察機関との連絡体制を図り管理に努める。

【関係資料】 資料編 3-2-4 防疫関係被害状況報告

第18節 搜索・遺体処置活動計画

《防災危機管理課・消防団》

大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の搜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

1 行方不明者の搜索

市は、消防機関及び警察機関と相互に協力して行方不明者の搜索に当たるものとする。

2 遺体の処置

(1) 遺体の収容

発見された遺体は、市及び警察機関が消防機関の協力を得て検視及び検案を行うために、災害の状況に応じ市有施設に収容する。遺体の数が多数に上り、市有施設で収容しきれない場合は、市内寺院等に依頼するものとする。

(2) 遺体の安置

身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。

イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。

ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。

エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

(3) 身元の確認

市は、身元不明の遺体について警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

(4) 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

(5) 遺体の埋火葬

ア 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。

イ 遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県（桐生保健福祉事務所）を通じて厚生労働省に協議するものとする。

ウ 遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、埋火葬能力では対応しきれないときは、県（桐生保健福祉事務所）に応援を要請するものとする。

【関係資料】 資料編 7-5-1 市内遺体収容施設一覧表

第19節 施設・設備の応急復旧活動計画

《都市建設部》

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び被害を受けた道路、河川等の土木施設、農業用施設及び林道、治山関係施設の応急対策に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

1 実施主体

公共土木施設等の災害応急対策は、施設管理者が行うものとし、市長はその管理する公共土木施設等の災害応急対策を行うものとする。

ただし、市長が行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援を得て災害応急対策を行うものとする。

2 公共土木施設の応急復旧

(1) 迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁等被災した施設で緊急を要するものについては、速やかに応急復旧を行うものとする。

(2) 重要施設の優先復旧

施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

(3) 関係業界団体に対する協力の要請

施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業者等に対し、第3章第1項第4節「相互応援対策計画」の定めるところにより要請するものとする。

3 水道施設の応急復旧

市は、被災した浄水設備、給水管、上水道管渠等の水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

(1) 重要施設の優先復旧

水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

(2) 代替設備の活用

必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

(3) 水道関係機関相互間の応援

水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

(4) 広報活動

断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

4 その他

(1) 市長は、その管理する公共土木施設等の応急工事又は応急対策を施工する工事について、工法上疑義が生じた場合又は生ずるおそれがある場合は、事前に関係機関等と協議しておくものとする。

(2) 応急工事を施工する場合は、被害状況を知るに足る写真、その他関係資料を整備しておくものとする。

第20節 文教対策活動計画

《教育部》

1 学校の災害応急対策

学校管理者は、次により、児童、生徒の安全を確保するものとする。

ア 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。

イ 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

ウ 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

2 教育施設の復旧対策

応急復旧の実施は、市長が行うものとする。

3 被害状況の調査報告

(1) 応急対策計画の策定のため、学校長は、次の事項について被害状況を速やかに収集し、教育長に報告するものとする。

なお、教育長は市長に遅滞なく報告するものとする。

ア 学校施設の被害状況

エ 児童、生徒の被災状況

イ その他教育施設の被害状況

オ 応急措置を必要とする事項

ウ 教員、その他職員の被災状況

(2) 教育長は、とりまとめた被害状況を群馬県地域防災計画に定めるところにより遅滞なく群馬県教育委員会に報告するものとする。

4 文教施設応急復旧計画

(1) 軽易な校舎の被害の場合は、応急修理を行い、教室不足の時は特別教室を転用する等の措置をとる。

- (2) 被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は公民館、寺院等を一時使用する措置をとる。
- (3) 机、椅子、教材等が不足するときは、近隣の学校等から余剰のものを集め授業に支障ないようにする。
- (4) 避難者の収容、その他で講堂その他を使用するときは、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

5 応急教育方法

応急教育方法の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、児童、生徒及びその家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置をとる。

- (1) 被害の程度により授業が不可能と認められるときは、休校とする。
ただし、正規の授業は困難であっても、でき得る限り 2 部授業、3 部授業等の方法により応急授業の実施に努めるものとする。
- (2) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と児童、生徒の連絡方法、組織(通学班、子供会等)家庭学習等の整備工夫をする。
- (3) 応急授業に当たっては、被害児童の負担にならないよう配慮するとともに授業の方法、児童、生徒の保健、危険防止等に留意する。

6 学用品等の給与

- (1) 学用品等の支給又は、あっせんは、次により行うものとする。
 - ア 災害救助法適用地域で、住家の全焼、全壊、流失、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に支給する。
 - イ 災害救助法適用災害時で、住家がアの被害に達しなかった場合のあっせん
災害救助法は適用されたが、教科書を失った児童、生徒の世帯の被害が床上浸水又は、半焼に達しない場合は教科書等をあっせんする。
なお、この経費は本人負担とし、調達はアと併せて調達するものとする。
 - ウ 災害救助法が適用されない場合のあっせん
災害救助法の適用を受けなかったが、同一時の災害で他市町村(県内)に災害救助法が適用されたときに、教科書を災害で失ったものがあり、その必要があるときは、イと同じく一括あっせんするものとする。
- (2) 調達、配給の実施者
 - ア 災害救助法による場合(市で実施)
 - (ア) 被災児童、生徒の調査 (ウ)教科書の調達
 - (イ) 被災教科書の調査報告 (エ)教科書等の配布
 - イ 災害救助法適用時の非適用者に対する場合は、上記アに準ずるが、教科書のみについてあっせんするものとする。
 - ウ 災害救助法が適用されない場合は、市において実施する。

注：被災児童、生徒の調査、教科書等の調査に当たっては、教育委員会、学校と十分連絡をし、脱ろう、重複のないよう処置するものとする。
- (3) 供給品の範囲(災害救助法適用の場合)
教科書、文房具、通常用品
- (4) 供給品の費用の基準
 - ア 教科書
教科書の発行に関する臨時措置法第 2 条の第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材の実費
 - イ 文房具及び通学用品
住家が全壊、全焼又は流失により被害を受けた者
群馬県災害救助法施行細目(昭和 35 年群馬県規則第 26 号)の定めるところによる。
- (5) 支給期間
 - ア 教科書は、災害発生の日から 1 ヶ月以内
 - イ その他の学用品については、災害発生の日から 15 日以内

7 学校給食の措置

- (1) 次の場合には、児童、生徒に対する給食を一時中止するものとする。
 - ア 学校給食施設を災害救助のための炊き出し等に使用する場合
 - イ 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合

- ウ 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
- エ 給食用物資の入手が困難な場合
- オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(2) 被害状況の報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助のため、群馬県地域防災計画の定めるところにより速やかに報告するものとする。

8 避難者の援護と授業との関係

学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。
なお、授業の再開については、速やかに教室を確保して実施するものとする。

【関係資料】 資料編 3-2-11 公立学校教育施設被害状況報告

第21節 その他の災害応急対策活動計画

《保健福祉部・産業観光部・教育部》

1 要配慮者利用施設の災害応急対策

要配慮者利用施設については、避難行動要支援者が多数入所又は通所していることから、当該施設が被災した場合、深刻な人身被害が生じるおそれがある。また、これらの避難行動要支援者は、身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、要配慮者利用施設の管理者は、入（通）所者の安全、健康等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずる必要がある。また、市、県等は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害応急対策を積極的に支援する必要がある。

(1) 防災体制整備

土砂災害警戒区域内にあり、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(2) 避難誘導

ア 市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達に当たっては、要配慮者利用施設に対する迅速な伝達に特段の配慮を行うものとする。

イ 地域住民、自主防災組織、市、消防機関、警察機関等は、要配慮者利用施設に係る迅速な避難誘導について特段の配慮を行うものとする。

(3) 避難生活

市は、避難者に対する食料・飲料水・生活必需品の供給及び避難者の健康の保持に当たっては、避難行動要支援者に特段の配慮を行うものとする。

(4) 他施設への緊急入所等

市は、要配慮者利用施設の管理者より入所先のあっせんの要請を受けたときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）と相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

2 住民生活相談等の災害応急対策

(1) 住民生活相談の実施

市は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者等の生活相談に応じるため、庁舎内に相談窓口を設置するなど住民生活相談を行うものとする。

(2) 外国人に対する生活相談の実施

市は、国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、外国人の相談窓口の設置や外国語ボランティアの避難所への配置など、外国人に対する生活相談も行うものとする。

3 文化財施設の災害応急対策

(1) 気象状況の把握

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

(2) 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

(3) 観覧者の安全確保

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

ア 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。

イ 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

(4) 文化財の安全の確保

文化財の管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

(5) 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

(6) 応急修復

ア 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。

イ 県（教育委員会文化財保護課）及び市は、アの応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

4 労働力の確保

(1) 実施主体

ア 災害応急対策の実施に必要な労働力は、市長が必要に応じ当該地域内から確保するものとする。

イ 災害救助法が適用された場合の災害応急対策の実施に必要な労働力は、市長に救助の実施が委任されているものを除き、知事が確保するものとする。

(2) 災害救助法による労働者の雇い上げ

災害救助法が適用された場合の労働者の雇い上げは「群馬県地域防災計画」の定めるところによるものとし、その概要は次のとおりとする。

ア 労働者の雇い上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の労働者を雇い上げるものとする。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (ア) 被災者の避難 | (オ) 救済用物資の整理、輸送及び配分 |
| (イ) 医療及び助産における移送 | (カ) 死体の捜索 |
| (ウ) 被災者の救出 | (キ) 死体の処理 |
| (エ) 飲料水の供給 | (ク) その他 |

イ 雇い上げ期間

被災者の避難の場合は被害が発生し、又はそのおそれのある 1 日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間とする。

ウ 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

(3) 災害救助法によらない労働者の雇い上げ等

ア 災害救助法によらない労働者の雇い上げ

災害救助法の適用によらない災害応急対策の実施に必要な労働者の雇い上げは、市長が必要と認める場合に前記（2）に準じて行うものとする。

イ 職業安定機関への要請

市長は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の規定に基づく労働者の直接募集のみでは労働力の確保が不十分であるときは、桐生公共職業安定所長に求人の申込みと職業紹介の要請を行うものとする。

なお、桐生公共職業安定所長に求人の申込みを行う場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- | | |
|---------------|--------------|
| (ア) 職種別所要募集人数 | (エ) 宿泊施設の有無 |
| (イ) 作業場所及び内容 | (オ) その他の必要事項 |
| (ウ) 労働条件 | |

ウ 労働者に対する費用の負担

災害救助法によらない災害応急対策の実施に必要な労働者に対する報酬については、市の地域における通常の賃金を考慮のうえ、市が負担する。

エ その他市長は、桐生公共職業安定所長の措置する雇用の確保について、資料の提供、求職者に対する連絡等、積極的に協力するものとする。

第22節 義援金品募集配分計画

《保健福祉部・社会福祉協議会》

この計画は、災害に際し地方公共団体、各種民間団体及び一般個人からの義援金品の受入れ並びに、り災者への配分等の計画である。

1 義援物資の受入れ

- (1) 需要の把握
各避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類及び数量を把握するものとする。
- (2) 受入機関の決定
県（健康福祉課）及び市は、相互に調整の上、義援物資の受入機関（県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定めるものとする。
- (3) 集積場所の確保
送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所をあらかじめ確保するものとする。
- (4) 受入希望物資の公表
受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて公表するものとする。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努めるものとする。
- (5) 受入物資の仕分け
受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。
- (6) 受入物資の配分
市が受け入れた物資については、自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県（健康福祉課）と市とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。
なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。
- (7) ボランティア等の活用
物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

2 義援金の受入れ

- (1) 義援金の募集
市及び県（健康福祉課）は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。
- (2) 「募集・配分委員会」の設置
県（健康福祉課）及び市は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」（事務局：県健康福祉部健康福祉課）を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

- (3) 募集の広報
義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。
- (4) 義援金の配分
 - ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。
 - イ 義援金の被災者への支給は、市が行うものとする。

第23節 帰宅困難者支援計画

《防災危機管理課・政策企画部・保健福祉部》

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを計画する。

- (1) 情報の提供
市は、鉄道事業者、バス運行事業者と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、帰宅に困難な情報提供

を行うものとする。

(2) 帰宅困難者の支援

市は、帰宅行動を支援するために、飲料水・食料を配布するよう努めるものとする。

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるように努め、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

また、鉄道等の途絶による帰宅困難者は、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者等に協力を求めるものとする。

(3) 帰宅困難者に対する取組み

ア 普及啓発

市は、事業所等における一斉帰宅の抑制及び食料等の備蓄の促進等必要な対策を行うよう、普及啓発に努めるものとする。

イ 一時避難施設の提供

市は、帰宅困難者のための、既存の避難所など、一時避難施設の提供に努めるものとする。

(4) 事業所等の取組み

ア 従業員の待機

事業所等は、従業員等の安全を確保するため、事業所建物の被災状況を確認のうえ、必要に応じて従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

イ 備蓄の確保

事業所等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

第 24 節 広域避難者受入計画

《防災危機管理課・総務部・保健福祉部・教育部》

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、市においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入に迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの救助法等に基づく応援要請があった場合は、市内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入を実施するものとする。

(1) 受入可能な施設の情報提供

市は、あらかじめ指定した避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

(2) 広域避難者受入総合窓口の設置

市は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。また市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告するものとする。

市は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

市は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

(3) 避難所の開設

市は、県と調整の上、選定された避難所の開設を通知により受けたときは、第 3 章第 3 項第 11 節「避難収容活動計画」の規定に準じて、避難所を開設する。

(4) 広域避難者の受入れ

市は、県から受け入れた広域避難者に対し実施する救助の方針についての通知を受け、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。

県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された市の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、県と市が調整した結果に基づき、市の運営する避難所等へ移動することとする。

交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、市においてバス等の移動手段を手配する。

(5) 避難所の運営

ア 避難所における良好な生活環境の確保及び要支援者等への配慮

第 3 章第 3 項第 11 節「避難収容活動計画」5「良好な生活環境の確保」、6「避難行動要支援者への配慮」の規定を準用する。

イ 広域避難者に係る情報等の県への報告

市は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

ウ 被災県からの情報等の避難者への提供

市は、被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供する。

(6) 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

市教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の市内小中高校等への進学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

(7) 県及び県内市町村との協力

市は、県及び県内市町村と適宜連絡を密にし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

(8) 避難所の閉鎖

市は、県から避難所の閉鎖について通知を受けた後、速やかに避難所を閉鎖する。

第 25 節 広域的避難計画

《防災危機管理課》

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が本市だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める、なお、災害応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行を行う場合は、本節を適用しないこととするが、この場合においても、市は、他市町村へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階において、県へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

(1) 県内の他の市町村への広域的な避難等

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県内の他市町村へ協議するものとする。

市は、県内の他市町村へ協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。

市は、県内の他市町村から受け入れる旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、県に報告するものとする。

市は、受入先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

(2) 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化を鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

市は、県から受け入れる旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。

市は、県外の受入先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。

第 26 節 原子力施設事故対策計画

《関係各部》

県外の原子力施設において事故が発生した場合の応急対策は、群馬県地域防災計画に基づくものとする。

(1) 情報の収集

市は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、県と連絡を密にし、情報の収集・連絡体制の一層の充実を図る。

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等(以下「異常事象等」という。)が発生した場合は、国や県、その他の防災関係機関等からの情報収集に努めるものとする。

(2) 異常事象等が発生した場合の対応

県外の原子力施設において、異常事象等が発生した場合、市は、県が行う空間放射線量率等のモニタリ

ングの実施結果を共有し、市民等へ積極的に広報するものとする。

また、市は水道水、上下水処理等副次産物など必要に応じて放射性物質検査を実施し、結果を市民等へ積極的に広報するものとする。

(3) 情報伝達・相談活動

市は、国や県と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

市は、県から提供を受けた情報等を、必要に応じて、報道機関の協力、防災行政無線、広報車、ホームページを活用し、情報提供するものとする。

市は、国や県と連携し、必要に応じて市民からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し生活相談を行うものとする。

(4) 水道水、飲食物の摂取制限等

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び摂取制限等必要な措置を講じるものとする。

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、放射性物質検査の結果に基づき、県が農林水産省の生産者、出荷期間及び市場の責任者等に農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行った場合、又は市にこれらの措置を指示した場合には、これに協力するものとする。

(5) 食料、飲料水の供給

市は、本編第3章第3項第13節「食料供給・給水活動計画」に基づき、県と協力して市民への応急措置を講じるものとする。

(6) 生活必需品の物資供給

市は、本編第3章第3項第14節「生活必需品等物資供給活動計画」に基づき、県と協力して市民への応急措置を講じるものとする。

(7) 風評被害等の未然防止

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動を行うものとする。

(8) 各種制限措置の解除

市は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第4章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る必要がある。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

2 基本方向の決定

被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。

4 国等に対する協力の要請

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

- (1) 市その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 市その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2 がれきの処理

- (1) がれきの処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行うものとする。
- (2) 損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。
- (3) 損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。
- (4) がれきの処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（桐生保健福祉事務所）に応援を要請するものとする。

第3節 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
 - ア 市及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
 - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 市及び県は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復

興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

(6) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

1 リ災証明書の交付

各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、リ災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者にリ災証明を交付するものとする。

2 被災者台帳の作成

市は、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

市及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

4 税の徴収猶予及び減免等

市及び県は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

5 住宅再建・取得の支援

市及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

6 恒久的な住宅確保の支援

市及び県（桐生土木事務所）は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用するものとする。

7 安全な地域への移転の推奨

市及び県（桐生土木事務所）は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

8 復興過程における仮設住宅の提供

市及び県（桐生土木事務所）は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

9 支援措置の広報等

市及び県（桐生行政県税事務所）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

10 災害復興基金の設立等

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業等の復興支援

《産業観光部》

1 中小企業者に対する低利融資等の実施

市及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、各種貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

2 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

市及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、各種助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

3 地場産業・商店街への配慮等

市及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

4 支援措置の広報等

市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| イ | 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| ウ | 公営住宅法 |
| エ | 土地区画整理法 |
| オ | 感染症予防法 |
| カ | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| キ | 予防接種法 |
| ク | 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律 |
| ケ | 下水道法 |
| コ | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |
| サ | 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針 |

第7節 激甚災害法の適用

《防災危機管理課》

市長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この節において「激甚災害法」という。）に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事（関係各課）に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

【関係資料】資料編9－1 激甚災害法に基づく特別財政援助の対象

第8節 復旧資金の確保

《総務部》

市及び県は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り